

保険契約の解約払戻金請求権に 対する差押えに関する一考察

——東京地裁平成10年8月26日判決を契機として——

福島雄一

第1章 問題の所在

生命保険契約は、保険者が、被保険者に保険事故が発生した場合、約定の保険金額を支払うことを約束し、保険契約者が、それに対して保険料を支払うという法的構成がなされている（商法第673条）。従って、ひとたび約款所定の保険事故が生じた場合には、約款の規定あるいは保険契約者の指定により、被保険者、保険金受取人等は、契約の種類あるいは特約により定まる様々な具体的な請求権つまり金銭債権を、保険者に対して持つことになる。そして、生命保険契約による給付は、通常多額に上ることが多いために、それが保険契約者や保険金受取人の債権者の大きな関心の的になることは容易に想像がつく。

保険契約の種類によって、保険事故発生の場合に生じる請求権には様々なものがあるが、細かな特約等を除外して考えれば、養老保険等の生死混合保険にみられる死亡保険金請求権、満期保険金請求権、高度障害保険金請求権等が代表的なものといえる。これらの請求権は、約款所定の保険事故の発生によって、具体的な金銭債権となるものであるから、仮に遺族保護等の政策的配慮をしないとすれば、保険金受取人等の債権者は、保険金から自らの債権の満足を得ることができることになる。一方、保険金受取人は、保険金請求権を自己に固有のものとして原始取得するという通説の立場からは、保険契約者の債権者

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

が具体化した保険金にかかっていくことは難しいので、保険事故が発生した場合には、まさに、保険金受取人とその債権者の関係がクローズアップされることになるだろう。

ところが、本稿で取り上げる解約払戻金請求権に関しては、以上のような典型的な保険契約上の請求権とは異なる事情が存在する。解約払戻金請求権の問題では、まず第一に、保険契約者とその債権者の関係が問題とされ、解約の影響がひいては保険金受取人等にも及ぶという構造になっている。

通常、解約払戻金請求権は、法律上または約款上の保険契約の解除・失効の場合等に生じるが、本稿では特に保険契約者の債権者が、解約払戻金請求権の差押えを経由して、約款上の任意解約権を行使して、将来的に保険契約の効力を解消し、それによって解約払戻金を取得することが問題となった東京地裁平成10年8月26日判決（金融・商事判例1052号3頁）のケースを契機として、そもそも保険契約者の債権者が債務者である保険契約者の解約権を行使できるのか、そしてできるとするならばどのような方法が考えられるのかという問題を概観することとする。

以上の本稿で問題とする解約払戻金請求権に関するケースの特徴は、債権者が保険契約者の解約払戻金から自らの債権の満足を得るためには、債権者が債務者たる保険契約者の解約権を行使して解約払戻金請求権を具体化することが前提となるので、常に保険金給付による遺族保障等の保険契約の本来の目的が達成されないという点である。

なぜなら、解約払戻金請求権の差押えを意味のあるものにするためには、解約払戻金を実現させる当該保険契約の解約が前提とされ、解約により保険契約が解消すると上述の種々の保険金請求権も消滅することになるからである。死亡保険金請求権、満期保険金請求権、高度障害保険金請求権は、それぞれ択一的な関係にあり、そのうちの一つが保険事故の発生によって現実化すると、他の請求権が現実化することはない関係であるが、解約払戻金請求権も同様に、保険契約の解約が前提となるために、解約払戻金請求権が現実化すると、

他の保険契約上の請求権が現実化する余地はなくなる。

ここでの価値判断は、保険契約の種類によっていろいろな理解が可能だが、仮に遺族の生活保障や自らの老後の保障等を生命保険契約のオーソドックスな目的であるとするのなら、その本来の保険契約締結の目的を実現不能としてまで、保険契約者の債権者の満足を優先すべきなのかということが問われるのであろう。例えば、債権者が、遺族の受け取る死亡保険金額等に比べて、本当にわずかばかりの解約払戻金を得るために、現に有効に存在する生命保険契約を解約する場合等がその典型的な弊害事例となろう（注1）。債権者にしてみれば、死亡保険金等を差し押えてみても、いつ保険事故が生じるのか不確定かつ予測不可能であるから、むしろ、債権の迅速な回収のために債務者の解約権を行使して、解約払戻金を債権の満足に充てるということが合理的な判断であると考えられることはよく理解できるが、そもそも、そのような行為が生命保険契約の目的に鑑みてどこまで許されるものなのかは検討に値する問題であろう。

このように考えてくると、本稿の問題は、前述のように解約権の行使の可否を通じた、保険契約者の債権者と保険契約者の関係に特徴があるが、その結論の影響は、保険金受取人等、保険契約の利害関係人にも及ぶことがわかる。

また一方で、解約払戻金の裏付けは、保険契約者が支配する責任準備金にあり、保険契約者の解約によって実現する価値は保険の解約価値、現在価値であり、これらは当然保険契約者の債権者の債権の引き当てとして注目される。しかし、保険契約の種類によって異なるが、従来の死亡保障型の保険契約ではそれほど大きな解約払戻金は生じないことが多いが、一時払養老保険や変額保険の例にあるように最近の貯蓄型の保険契約では、死亡保険金額と大差ないほどの大きな解約払戻金額が生じることがある（注2）。このように、多額の解約払戻金を生じる契約とそうでないものが混在している現状を考えると、契約の種類によって、解約払戻金の額に大きな開きがあることがこの問題の解決をいっそう複雑にしているといえる。

通常、生命保険契約は長期の契約であるため、途中事情の変更が生じ、契約

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

を締結した保険契約者本人が、自ら解約権を行使し、解約払戻金請求権の行使をすることが認められている。しかし、保険契約においては第三者にすぎない保険契約者の債権者が、自らの債権の満足だけのために、債務者たる保険契約者の解約権を行使し、解約払戻金を得、自らの債権に充当するということがどこまで自由に認められるのであろうか。これは要約すれば、債権者の債権の満足のための便宜を優先すべきか、保険金受取人等の保険契約の利害関係人の利益を重視するのかという対立であるといえる。

以上のように本稿の取り上げる問題は、そもそも、保険契約者の債権者は法理論的に保険契約者の解約権を行使することができるのか、できるとするならばどのような方法が考えられるのかという点である。

本稿の契機となった東京地裁平成10年8月26日判決は、差押債権者の差押えに基づく取立権による保険契約者の解約権の行使の事例であるが、他に債権者代位権による解約権の行使の事例等もあり、債権者による保険契約者の解約権行使の方法というより広い視点からの議論も織りまぜて検討を加えていきたい。

そこで、第一に、保険契約者の債権者による保険契約者の解約権行使に関する事件であるこれまでの下級審の判決を取り上げつつ、また、学説にも目配りをしつつ、もっとも新しい東京地裁平成10年8月26日判決の位置づけと評釈を試みることが本稿の目的である。第二に、そのことによって、保険契約者の債権者による保険契約の解約権の行使の問題一般の概観を試みたいと思う。

注記

（注1） 山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号（1987年6月15日）9頁は、「差押債権の額に比して解約払戻金の額がきわめて小さく解約をしても差押債権の満足にほとんど役に立たないような場合にも解約は権利濫用として認められないというべきであろう」とする。

（注2） 大沢康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリスト753号106頁は、「約款では、保険契約者に任意解約権を与えと共に、払戻金があるときは

保険契約者に支払うとしている。解約しても払戻金が存在しないときは、当然何ら支払を受けることはできないのであり、解約権の効果として契約が消滅するだけである。従って、解約と払戻金の支払とを区別して扱うことは一応合理的である。しかし、多くの場合は払戻金が存在しており、その場合は解約と払戻金の支払は、保険契約者の意思において密接に結びついている。むしろ払戻金の支払を受けることを目的として解約権の行使がなされる場合が多いのではないかと思われる。」と指摘される。また、前掲、大沢論文105頁は、「一般に解約払戻金の払戻を目的として保険契約を解約することを『保険契約の買戻』という。」とする。

第2章 解約払戻金の構造

本講の解約払戻金請求権の差押えという問題を考察するに当たって、その前提として解約払戻金の構造について検討しておきたい。それは、解約払戻金の構造を理解することが、本問題を検討するに当たって助けとなるからである。

解約払戻金の構造の理解としては、以下のようなものが一般的である。つまり、生命保険契約は通常長期の契約として締結されるので、保険約款では、保険契約者は、いつでも、将来に向かって契約を解約しようとする任意解約が規定されているのが常態である。この解約権が行使されると、保険者には解約払戻金支払義務が生じ、その金額は解約される保険契約の責任準備金から一定額を控除して自動的に決まる金額であるといわれ、このような解約払戻金は、保険契約の解約価額であり、現在価値を示すものであると考えられている（注1）。

また、平準保険料方式をとることからする解約払戻金の構造の理解としては、「生命保険契約は、通常長期契約である場合が多く、その場合には平準保険料の徴収により後年の保険事故発生の増加に備える積立と、将来の満期保険金支払準備のための資金として責任準備金が保険者によって積み立てられているが、生命保険契約が保険事故発生前に解約された場合、不要となった責任準備金は大部分が解約払戻金として保険契約者に払い戻される。また、保険契約者はこ

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

の責任準備金を担保として保険者から契約貸付金を借り受ける権利を保有している。」（注2）と説明される。従って、平準保険料方式を採用する保険契約であれば、論理的には、生命保険契約以外の保険契約でも同様の議論が成り立つ余地があることになろう。

さらに、解約払戻金支払請求権の財産価値は、上述のように保険契約者の支払った保険料によって蓄積された責任準備金にその基礎があるから、保険契約者は、解約権や契約者配当、契約者変更請求権等を通して、責任準備金に対して支配を及ぼすことができる。これは、例えば、「保険金請求権は、保険事故が発生しなければ具体化しない極めて不確実な権利であるのに比較して、保険契約者に帰属する責任準備金は、もし保険事故が発生すれば直ちに消滅するものの、保険事故未発生段階では、生命保険の財産性はむしろこの責任準備金を約款の規定を通じて支配する保険契約者に属する。このほか、保険料が保険者の必要額を超えていたとき超過分の精算として行われる契約者配当も、保険契約者に属する。これらの権利は当然一個の財産権として保険契約者はこれに質権を設定し、または約款に規定する契約者変更請求権によりその権利を第三者に譲渡することが可能であり、処分権能はもちろん保険契約者に属する。」（注3）と説明される。

このように、保険契約上の各請求権は、責任準備金にその基礎をもつという点で母胎を共通としていることに大きな特徴がある。各保険金請求権が、択一的に具体化し、例えば、死亡保険金請求権と高度障害保険金が同時に具体化し得ないように、二つ以上の権利が同時に具体化することがないということもこのことから理解される。さらに、各保険金請求権が差押えの対象として、債権者の注目を浴びることになるが、その財産価値の根拠もこの責任準備金にあることに注意すべきであろう。

これに関して、倉沢教授は、責任準備金の構造とそれに対する債権者の関与について有益な指摘をされている。

それは、生命保険に特有の保険料積立金は、長期の契約である生命保険で平

準保険料方式がとられる等の理由から認められるものであり、一定の場合にその払戻が行われるのであるが、その払戻を行わない場合には保険会社の不当利得になるということを指摘して、『被保険者ノ為メニ積立テタル金額』を一定の場合に払い戻さなければ、それが保険会社の『不当利得』になるということは、保険料積立金に対する個々の保険契約ごとの持分が、実質的には保険契約者の資産であることを意味している・・略・・。解約払戻金は、このような保険料積立金に対する持分から約款上定められた費用などの相当額を控除したものであり、その実質は保険契約者に対する持分の返還である。したがって、保険契約者が保険料積立金に対して持っている持分的資産を、保険契約者の債権者がその債権確保のために利用するということが、当然にありえてよいものという。」と述べ、解約払戻金の債権者による差押えは、解約払戻金の性質に反するものではないことを主張する。しかし、解約払戻金の性質からは問題が生じないが、その利用方法に問題があるとして、「問題になるのは、その利用方法ないしは手段である。というのは、解約払戻金請求権は生命保険契約にとっては特殊な効果であり、これを債権者が債権確保のために利用することによって、契約の主たる効果をも排除することになるとすれば、それは目的を超えた手段ということになりはしないか、という疑問が遺るからである。たしかに、実質的には、各保険契約者は保険料積立金に対して持分をもっているものといえるが、しかし、その保険料積立金は、保険事故が発生した場合には保険者の保険金支払義務の履行に充当されるべき資金であって、保険契約者は、事故が発生した場合にも保険金請求とは別個にその持分の払戻しを請求しようというものではないのである。」(注4)との疑問を呈しておられる。

つまり、これは、生命保険契約を締結する目的は、死亡保険金、満期保険金、高度障害保険金等の保険契約上の保険金が、約款所定の保険事故発生の場合に保険金受取人等に支払われるということに主眼があり、またそのための責任準備金であり、解約払戻金請求権はこれらとは異なる特殊なものであるから、債権担保のために保険契約の主目的を害してまで解約払戻金請求権を行使しうる

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

のかという疑問であろう。

後に見るように、解約払戻金請求権を行使するために、保険契約者の債権者が債務者の解約権を行使しうるのかという議論において、解約権が行使されると保険契約本来の目的が達成されないという単純な論法が多い中で、倉沢教授の見解は、責任準備金との関係の中で解約権の問題を論じられている点に特徴がある。

また、保険契約者だけが約款上保険契約の解約権を持つ理由は、保険契約者が責任準備金に対して、実質上の持分をもっているということから説明できるであろう。そして、保険契約者が自分の持分、つまり責任準備金を支配しているということは、別の表現をすれば、保険契約者は、解約権等を通じて、保険契約の存続、消滅等に関して、保険契約の運命を左右しうる唯一の当事者として約款上規定されているということであろう。

本稿の問題との関係でいえば、保険契約者は、実質的に責任準備金の持ち主であるからこそ、当該保険契約の存続・消滅に関して解約権の行使という形で、一定のイニシアチブをもっているのであり、一方、契約外の第三者にすぎない保険契約者の債権者が、自らの債権の満足のためだけに、一方的に、どんな場合にも（保険金受取人等の利益を害してまでも）、保険契約者の解約権を行使して、そのイニシアチブを害することができるのかということになる。

保険契約者、保険金受取人等の保険契約の利害関係者の利益とその債権者の利益の適当な妥協点を見いだす必要があろう。

注記

（注1） 生命保険新実務講座編集委員会・財団法人生命保険文化研究所編『生命保険新実務講座(7)法律』（1991年2月28日初版第1刷、有斐閣）38頁、102頁、109頁参照。また、同書39頁注(4)は、「約款上、告知義務違反による契約解除および疾病特約条項上の重大事由による契約の解除の場合も同等の払戻金を支払うとするのが通例である。」とする。同書109頁では、「解約払戻金額は生命保険の解約価額であり財産価値として重要なものではあるが、

保険種類、保険金額、保険期間、保険料額等生命保険の基本的項目が決定されればそれに応じて自動的に計算されるものであり、特段の事情がない限り、契約締結時において保険契約者と保険会社が個別に合意をしなくとも契約は有効である。」という。

(注2) 糸川厚生「保険金受取人の権利の差押」『生命保険の法律問題』(金融・商事判例986号)98頁。

(注3) 前掲、糸川論文98頁。

(注4) 倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」ほうむ31号3頁(安田火災)(1992年1月)8頁。

第3章 保険契約者の債権者による解約の方法

さて、問題になるのは、保険契約者の債権者が、解約払戻金からその債権の満足を得るためには、解約払戻金を具体化するために解約権を行使する必要があるが、具体的にはどのような方法が考えられるのであろうかということである。

まず第一に考えられるのは、差押えによる取立権に基づき保険契約の解約権を行使するというものである。第二には、債権者が債権者代位権に基づき保険契約者の解約権を代位行使する方法である。この二つの方法は、実際に判決においてもみられるし、また保険実務においても利用されている方法である。

この他には、第三として、「差押債権者が民事執行法161条の譲渡命令によって自ら解約払戻請求権を譲り受け、解約権行使、解約払戻金の支払を保険者に求める方法」と第四として、第一、第二の方法の併用を認めるものがある。それは、「差押命令の前後に債権者代位権を行使して解約をなし、解約払戻金を請求する方法」とされる(注1)。

次章以下で検討する従来の判決における解約権行使の方法は、いずれも第一、第二あるいは第四の方法に属するものであり、第三の方法は今のところみあたらない。つまり、少なくとも現在、下級審の判決では、第一、第二あるいは第

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

四のケースが存在している。ちなみに、本稿で問題としている最も新しい東京地裁平成10年8月26日判決は、第一のケースにあたる。

具体的には、第一の方法と第二の方法のどちらを利用するかで大きな違いがある。

それは、まず一つ目として、第二の方法である債権者代位権の利用においては債務者たる保険契約者の無資力が問題となる点にある。異論はあるが（注2）、債務者が無資力の場合にのみ、債権者代位権により保険契約の解約が許される。これに対して、第一の方法では、理論的には、債務者の資力に関係なく解約がなし得ることとなる。しかし、実際には、第一の方法は、差押えがなされるケースであるから、保険契約者が無資力であることも多いであろう。

二つ目としては、第一の方法では解約権の行使にあたり裁判所が関与することとなり、第二の方法では裁判外で債権者代位権により解約も可能であるという点である（注3）。

第二の方法によって、さらにそれが裁判外で行われた場合、つまり、裁判外で債権者が債権者代位権を主張し、それに対して保険者が支払をしたが、債務者がその支払の無効を主張した場合、保険者が二重弁済のリスクを負う可能性があるという問題が指摘される。いわば、債権者代位権の無資力要件の証明の問題である。

この問題に関しては、「債権者としては、保険会社に対する無資力の証明の負担を負うことになるが、一応の無資力の証明がなされれば、保険会社は、民法478条によって免責される」（注4）という。実際には、銀行取引停止処分がなされていたり、手形の不渡り等の事実関係があれば、無資力の証明はそれほど難しいものではないのではなかろうか。

三つ目としては、少なくとも現在までの下級審の判決を前提としてという限定の下ではあるが、債権者代位権による解約の場合には、いわゆる二分説というルールが採用されているようであり、差押えに基づく取立権による解約の場合には、現在までのところそのようなルールは採用されていないという違いが

ある。

判決で述べられている二分説とは、一般的には、問題とされている当該保険契約の種類や締結の過程、保険料支払の方法、保険契約の当事者が誰なのかといった具体的な契約内容の吟味を通じて、保険契約を社会保障型と貯蓄型の二つに分類し、貯蓄型の保険契約の場合には、債権者は、その解約権を債権者代位権により行使できるが、社会保障型の場合には解約できないとするものである。

そして、これも現在までのところ、かつ、いくつかの下級審の判決においては、差押えに基づく取立権による解約のケースでは、以上述べた二分説は採用されていないようである。次章以下で概観するように、この場合には、問題となっている当該保険契約の具体的内容を吟味することなく、取立権により解約を認めるもので、より債権者に有利な解釈が展開されている。

さて、どの方法による解約権の行使がより妥当なものなのかを考えるにあたっては、以下の視点が重要であると思う。

差押えに基づく取立権に根拠があるにせよ、債権者代位権に根拠があるにせよ、解約権の行使は保険契約者や保険金受取人等の保険契約の利害関係者にとっては重大な関心事である。なぜなら、債権者が解約権を行使して、保険契約を解消すると、保険契約者等が期待していた遺族保障や老後の生活保障等のための本来の保険金給付が失われるからである。

そして、その解約権行使による影響は、それらの死亡保険金請求権等の保険契約上の主たる保険金請求権だけに限られないことにも留意すべきであろう。

それは、債権者の解約権の行使により、当該保険契約の保険金請求権が消滅するのに加えて、入院給付金等の特約も、主契約の消滅に伴い、消滅するとの指摘であり、それによれば、さらに、「このことは、生命保険契約の種類（付加されている特約を含む。）にもよるが、解約された生命保険契約が親族（通常は配偶者と子が一般的である）の生活保障を主たる目的とするものである場合、親族の受ける打撃はきわめて大きいものがある。」という（注5）。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

このように、保険契約者の債権者の解約による保険保護の消失の影響を軽視することは決してできない。

以上のことをふまえると、どの方法による解約が、保険契約の利害関係人の利害と保険契約者の債権者の利害をよりよく調整できるのかという視点が重要であることがわかるであろう。

注記

（注1） 以上の記述は、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の行使」損害保険判例百選（第2版、1996年）194—195頁による。

また、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」安田火災ほうむ46号（1998年11月）125—126頁によれば、実務では、「実際に差押えが行われるケースは、債務者が無資力で債権者代位権の要件が整っていることも多いと思われる。このような場合、差押債権者が取立権を行使してきたときに、保険会社として債権者代位権の要件が満たされていることを判断して解約返れい金を支払うことは差支えないと考える。」というようなかなり柔軟な取り扱いも行われているようである。

（注2） 糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」文研論集92号（1990年）99頁は、独自の見解を展開しており、解約払戻金の具体化を債権者代位権によるとする場合に、無資力要件を不要であると解するようである。その見解のバックボーンとして、「解約払戻金を差押えた債権者は債務者が無資力であれば代位権による解約が可能であり、債務者に資力があれば解約権の代位行使が妨げられ他の財産権に対する差押によらねばならないとすると、被扶養者の生活保障、債務者の老後保障という生命保険制度の社会保障の補完的役割を認めこれを政策的に保護するという趣旨に沿うのであろうか。事態は筆者の見解によれば逆のような気がする。他に見るべき資産がなければ将来の保険金に対する期待は一層切実なものとなり、政策的にもこれを保護すべき理由は見出せる。一方、本来の意味で債権者代位権行使の要件に欠ける資産のある債務者の方が解約権の代位行使が不可能で有効な生命保険契約の解約払戻金請求権の財産的価値に着目して差押えても、解約して差押債権者の満足に達することが許されないとするのは妥当ではない。特に財産的な意味の濃厚な一時払養老保険・変額保険等

は銀行預金や投資信託に優先して保護されなければならないのか十分な説明はできない。」という考え方を示される。さらに、「むしろ差押えられた有効継続中の解約払戻金を流動状態のまま放置して万一保険事故発生により消滅させるような不安定な状況に留めておくよりも差押債権者の利益を顧慮して差押債権者に解約権を行使させる方がベターであると考え。」といい、このようなケースを債権者代位権の転用の事例とするようである。示唆に富む見解ではある。債務者の手続保障を重視するという興味深い説の詳細は、前掲、糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」126—133頁、または、糸川厚生「債権者代位権による生命保険解約・解約払戻金請求事件」生命保険文化研究所所報68号（1984年9月）196—197頁参照。

(注3) 前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」126頁参照。

(注4) この記述は、前掲、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の行使」195頁による。

同様に、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号（平成8年3月25日号）25、26—27頁は、債権者代位権の要件である無資力の裁判外での証明に関して、「差押命令を前提として、裁判上で解約払戻金の支払が求められるときには、訴訟手続において無資力の立証をなすことはそれほど困難な問題と思われぬ。これに対して、裁判外での請求の場合には、第三債務者たる保険会社に対して債権者がどのような方法によって無資力の証明をするかが問題となる。すでに銀行取引停止処分がなされている場合には、証明は容易であるが、それ以外のときには、周辺の事情に基づいて無資力の証明をする以外にない。もっとも、一応の証明がなされたときには、保険会社は、仮に真実は無資力状態でなかったことが後に判明したとしても、民法四七八条の類推適用によって保護される。」という。

他に、同旨の見解として、前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」126頁、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号（1987年6月15日）12頁がある。

(注5) 以上の記述は、濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」石田満編『保険と担保』265頁による。

これは、さらに続けて、「このことは、保険契約者の債権者の保護と保険

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

金受取人等の生活保障についての利益の保護との調整をはかることが、またどのような方法で調整をはかるかが、今後の立法政策を含めきわめて重要な課題であることを如実に示している。」と指摘する。

また、特約による給付金の差押えについては、前掲、糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」118—120頁参照。

他には、例えば、保険契約上の請求権である高度障害保険金に関しても、その給付の性質から、被保険者を保険金受取人とすると約款上規定されている。これは、実際に高度障害状態に陥っており、保険金の需要者自身である被保険者に保険金を支払おうとする配慮であるが、実際に保険事故が生じて具体化した金銭債権となれば、債権者の追求を受けることになる。このようなケースでも、給付の性格に鑑みて、何らかの手当が必要なのかもしれない。前掲、濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」262頁は、同旨。

第4章 これまでの判決

本章では、保険契約者の債権者による保険契約の任意解約権の行使に関するこれまでの下級審の判決の検討を行うこととする。

本問題に関する先例としては、以下のような判決があげられる（注1）。

(1) 大阪地裁昭和59年5月18日判決（判例時報1136号146頁）

AはY保険会社（被告、控訴人）との間で、A自身を被保険者とする保険期間5年、保険金額2000万円、解約払戻金100万円の積立ファミリー交通傷害保険契約を締結した。X（原告、被控訴人）はAに対する貸金債権による債務名義に基づき（神戸地方裁判所尼崎支部昭和57年（ワ）第260号事件として判決確定）、AのY保険会社に対して有する保険契約上の解約払戻金請求権を差し押えた。そして、Xは、その取立権に基づき、Y保険会社に対し、本件保険契約を解約する旨の意思表示をなし、解約払戻金の支払を求めた。

なお、「右保険契約においては、保険契約者はいつでも保険契約を解約することができ、その場合には、保険者は保険契約者に対し解約払戻金を支払う旨の特約があった。」という。

控訴棄却（積極）

「解約払戻金支払請求権を差し押えた債権者は、その取立てのため生命保険契約の解約権を行使することができるものと解すべきである。」

判決は、理由の中で、「本件の争点は、被控訴人がその差し押さえた解約払戻金支払請求権の取立てのため解約権を行使して本件保険契約を解約することができるか否かにある」と指摘し、「解約払戻金支払請求権はこのように一定額の金銭の給付を目的とする財産的権利であり、しかも、民事執行法152条の差押禁止債権ともされていない。したがって、それが、保険契約の解約によって具体的な権利として存在するに至った場合に差押えが許されることはいうまでもないが、保険契約の解約前においても解約を条件とする条件付権利として存在し、その内容も時々において特定しうるものであるから、その差押えもまた許されるものというべきである。」「そして、金銭の支払を目的とする債権を差し押えた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その差し押えた債権について取立権を取得し、右債権の取立てのため、債務者の有する権利を、右取立ての目的の範囲内において、かつ、右権利の性質に反しない限りにおいて、行使することができるのであるから、債権者が生命保険契約解約前の解約払戻金支払請求権を差し押えこれについて取立権を取得したときは、この解約払戻金支払請求権を具体化せしめて取り立てるため解約権を行使して生命保険契約を解約することができるものと解すべきである。」と述べた。

また、控訴人が、差押債権者は解約権を行使することができず、解約権が債権者代位の目的にもならないとする理由としてあげる、生命保険契約の解約に

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

関しては契約者の自由意思を尊重すべきであり、本件保険契約では、保険契約者の他に配偶者や同居の親族も被保険者とされ、彼らも契約の解約に重大な利害を有するという主張に関しては、「確かに、生命保険制度は、将来の保険事故の発生による生活の経済的不安定に対処し、その不安定の除去、軽減のための備蓄をするという趣旨を含んでいることは否定することができず、したがって、保険契約の存続についての保険契約者及びその被養者の利益を尊重することを要することはいうまでもないが、生命保険制度は、同時に保険契約者の資産の運用のため利用される場合も多いのであり、また、生命保険契約により保険契約者や保険金受取人が取得する権利については、その債権者の側において債権の担保として重大な利害を有するものであるから、生命保険制度を専ら保険契約者及びその被養者の保護の面からのみ考えるのは相当でない。」と判示する。

さらに、解約権の一身専属性に関しては、「解約払戻金支払請求権の差押えが許される以上、これを取り立てるため差押債権者において解約権を行使することも許されるものと解するのが相当である。けだし、解約権は保険契約者の自由意思によりいつでも行使することができるものであり、しかも、その自由意思は身分法上のそのように一身専属的なものとして格別に尊重することを要するものとも認められず、また、解約払戻金支払請求権の差押えが許されるとしておきながら、解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまで解約払戻金支払請求権の取立てを待つべきであるとすることは、結局、解約払戻金支払請求権の差押えを許した趣旨をほとんど無にするものだからである。」と判断し、否定した。

本件の特徴

本件の特徴は、まず第一に、差押えによる取立権に基づく解約権行使に関する事件であるという点である。その意味で、次章でみる本稿が主な検討の対象としている東京地裁平成10年8月26日判決のまさに先例といえる事件である。

第二の特徴は、この事件で問題となっている保険の種類が、交通積立ファミリー傷害保険である点である。これは、生命保険契約が問題となった東京地裁平成10年8月26日判決とは大きく異なるところである。しかしながら、本判決では、交通積立ファミリー保険特有の性質を問題とせず、交通積立傷害保険である本件を生命保険契約における解約払戻金支払請求権の解約の問題と同じロジックを用いて結論を導きだしている。つまり、交通積立ファミリー傷害保険と生命保険を同視して、同じロジックで問題を処理しているのである。そこでは、生命保険が必ずしも保険事故発生による遺族保障や家族の経済生活の不安定に対処するためだけのものではなく、資産運用のためのものでもあると一般的にいえるので、交通積立ファミリー傷害保険も同様であるという論理が使われているのである。

両者を同視する理由を考えると、解約払戻金請求権は、前述のようにその責任準備金に基礎をおくものであり、その意味で、解約払戻金請求権の差押えの問題は、生命保険契約においても交通積立ファミリー傷害保険においても、同じ保険技術的な構造を備えているのであって、故に、同じロジックによる解決が指向されるのであろう。

そして、判決は、以上のような一般論を前提として、本件における当該保険契約の様々な具体的利害関係や契約締結の過程、事情を細かく検討することなく、民事執行法の規定からストレートに、差押債権者はその取立権によって債務者の保険契約の解約権を行使できるという一般的結論を採用し、差押債権者の迅速・便宜な債権の満足にかなう判断を下した。その意味では、東京地裁平成10年8月26日判決に共通するロジックをもつ判決であるといえる。

本件は、債権者代位権による解約の場合に判決が採用している二分法を採用していないという点でも、東京地裁平成10年8月26日判決と同様の立場に立つものである。どちらも、債権者の利益を重視する結論を採用しているからである。

さらに、気になる主張として、請求原因5は、「生命保険契約の解約払戻金

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

支払請求権の差押えは、当然に生命保険契約の解約権の差押えをも含むものと解すべきであって、被控訴人の右解約権行使は、差押債権者としての権限に基づき差し押えた解約権を行使したものである。仮に差押債権者として解約権を行使することができないとしても、細谷（Aのこと。以下同様・筆者注）は他になんらの資力も有しないのであるから、被控訴人の右解約権行使は、債権者代位権に基づき細谷(A)の有する解約権を行使したものである。」と主張し、解約払戻金請求権の差押えが、当然に解約権の差押えをも含むという立場をとっている。現在はこのような立場をとる者はないように思う。さらに、取立権に基づく解約権行使だけではなく、債権者代位権に基づく解約権の代位行使も可能であるとして、二つの方法の併存の可能性を認める点にも特徴がある。

また、控訴人主張2は、「本件保険契約の解約払戻金支払請求権の差押えは当然に解約権の差押えをも含むものであるから、被控訴人が自ら差し押えた解約権を債権者代位権に基づき行使することは許されない。被控訴人は民事執行法一六一条に基づく譲渡命令により差し押さえた解約払戻金支払請求権の譲渡を受けた上、自らの権利として解約権を行使すべきである。」と述べる。この立場では、債権者が差押えをして、解約権を行使するためには、譲渡命令による解約払戻金請求権の譲渡が必要であると説く点で特徴がある。また、この方法が債権者代位権による解約権行使の方法と併存し得ないとする点でも特徴的である。

(2) 東京地裁昭和59年9月17日判決（判例時報1161号142頁）

A会社は、A会社を保険金受取人、B代表取締役を被保険者とする積立ファミリー交通傷害保険をY保険会社と締結した。A会社の債権者Xは（XはA振出の約束手形の所持人であり、Aは銀行取引停止処分を受け、営業休止状態にあり、手形金債務を支払えないために、その保全が目的）、A会社の無資力を理由に、右傷害保険契約の解約権を代位行使し、Y保険会社に対し解約払戻金

の支払を求めた。なお、本件契約において、保険契約者はいつでも保険契約の解約をすることができることとされ、解約の意思表示のあるときには一定の解約払戻金が支払われることとされていた。

この事案で被告は、「本件保険契約は、傷害保険であるから、個人が身体に傷害を受けたことによる治療費等の積極損害又は逸失利益を補う目的のものであり、被保険者の現実の生活に対する保障機能は、損害保険及び生命保険に比べ、極めて大きいものである。保険契約者が傷害保険契約を解約することは、保険事故発生時における被保険者の生活に最も密着した担保である右のような期待権を奪う結果となる。本件では、保険契約者と被保険者とは実質上同一であり、このような契約関係にあって保険契約者が自ら解約権を行使することは、自らの生活に対する保障を放棄することとなる。以上のような解約権行使の実際上の効果よりすると、右解約権は、保険契約者の一身専属権と解すべきである。従って、債権者代位権に基づいて保険契約者の債権者がこれを行使することはできない。」として争った。

認容（確定）（積極）

判決は、「民法四二三条一項但書・・・(略)・・・の債務者の一身に専属する権利とは、その権利を行使するかどうかを債務者の意思に任せるべき権利をいうものと解すべきである。」とし、「保険契約の解約権が一身専属権であるか否かは、一律に論ずべきではなく、当該保険契約の種類や内容によって個別的に検討すべきである。」とする。「なぜなら、保険契約といっても、保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いを強くもっているものもあれば、そのような意味合いが殆どなく、専ら純粹に損害の填補だけを目的とするような性質のものもあって、前者のような保険契約にあっては、保険契約の継続・解約の意思決定について専ら保険契約者の意思を尊重すべきであり、いかに債権者とはいえその容かきを許すべきではないが、後者にあっては、解

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

約権あるいはその結果発生することのあるべき解約払戻金請求権も特に通常の財産権と別異に論じる必要はなく、債権者の代位行使を許して差し支えないと解されるからである。」という一般論を展開する。

本件について、判決は、「本件保険契約は藤田鉄筋（A会社、以下同様・・筆者注）を保険契約者兼保険金受取人、同代表者個人（B・・筆者注）を被保険者とする傷害保険契約であることからすれば、本件保険契約は、代表者個人の傷害事故によって藤田鉄筋（A会社）がその事業活動に支障を来し、ひいては財産的損害を被ることを予想し、それを専ら経済的意味合いで填補することを第一次的な目的とするものであり、生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いはほとんどないものと解される。そうであれば、本件保険契約の解約権は債権者代位の対象にならない一身専属権であると解すべき理由はないといわなければならない。」と判示した。

本件の特徴

本件の特徴は、まず第一に、保険契約者の債権者による解約権の代位行使の事件である点である。その意味で、差押えに基づく取立権による解約を肯定する後述の東京地裁平成10年8月26日判決とは、その論理を異にする。

特徴の第二は、本件が積立ファミリー交通傷害保険の事例であり、それが、法人契約であり、かつ、その契約の損害填補としての意味合いが認められた点である。判旨にあるように、契約内容が、保険契約者兼保険金受取人が会社であり、被保険者が会社代表者であるため、当該保険契約が保険事故発生時の会社の損害填補を目的とする事業保険と判断されたケースである。

つまり、本件の保険契約は損害填補を目的とするものであり、従って、その解約権の性質は一身専属権ではないという理由から、保険契約者の債権者は債権者代位権に基づき解約権を代位行使し、保険契約を解消し、よって債務者が保険者に対して有するに至った解約払戻金請求権に関しても、代位請求できるとする。

その際の判断基準として、保険契約には、生活保障あるいは社会保障的な色彩の強いものと、そのような意味合いの全くない損害填補を目的とするものがあり、前者については債権者の解約権の代位行使が認められず、後者については認められるという、いわゆる二分説が採用されている。従って、論理的には、保険契約者の債権者による解約権の代位行使が許されない性質の保険契約も存在しうることとなる（注2）。

この点に関して、石田教授は、本判決について、次のように述べる。「確かに、一般論としては判旨のいうとおり、当該保険契約の種類や内容によって解約権等の代位行使が許されるかどうか決定すべきである、という立論も賛成であるが、その基準として、具体的に現行の保険契約のうち、被保険者や保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いをもっている保険契約とはどのような種類のものをいうのか、またこれだけが基準となるのか、深く吟味していかなければならない。法律上処分や差押が禁止されている場合には、解約権等の代位行使も制限されると考えてよいが、民間の保険契約については、法律上処分や差押を禁止しておらず、したがって保険契約者の解約権を約款で制限している場合を除いて、原則としては、解約権等の代位行使を否定することはできないと考えてよい。」（注3）と二分説について、一般論としては賛意を示しつつも、保険契約を分類する基準設定とその認定の困難さに関して批判される。

いわゆる二分説は、問題となっているそれぞれの保険契約を個別具体的に検討することで、その解約権の一身専属性が決定され、それによって、解約権行使の可否が決まるという考え方であるが、これには他に以下のような難点があると指摘されている。

例えば、「保険契約の種類や内容、契約締結の経緯、さらに被保険者の健康状態（死期が近づいている時に解約権を一方的に行使するのは問題がある）等の事柄も考慮を要するとすれば、この基準は曖昧さが残るので、裁判外で一律に債権者代位権を認めるのは困難であり、裁判によらざるを得ないという難点

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

がある。」（注4）という批判である。

また、山下教授は、本件判決に関して、二分説に対する批判として、端的に以下のように述べる。つまり、「一般的に判決のこのような区別の基準にはかなり不明確な部分も残ろう。個人が保険契約者兼保険金受取人である保険契約についてはすべて生活保障を目的とするもので債権者代位権が排除されるとする趣旨ではあるまい。しかし、そうだからといって、保険料の額あるいは保険金の額により結論を左右することもきわめて困難であろう。そればかりでなく、保険契約が生活保障を目的とするものであるにしても、保険による生活保障のみについて債権者の追求から自由であってよいという考え方に問題があるのではなかろうか。生活保障は保険のみが手段なのではなく、預金、信託などのあらゆる金融商品の目的とするものであるからである。むろん、老後などの生活保障のために債務者の一定の財産は債権者の追求を免れるとすることには合理性も認められよう。しかし、それは、給料債権などについてと同様差し押さえ禁止を法定することによりなされるべきものであり、現行法では一律に債権者の追求を免れる財産を認めることはできず、せいぜい民事執行法一五三条の適用を債権者代位権についても類推することができるにとどまろう。」（注5）と指摘される。

逆の言い方をすれば、判決の採用する二分説によれば、金融商品の中で、保険契約のみが、一定の場合に、債権者の追求を回避することができるということであり、今のところ債権者代位権に基づく解約権の行使という限られた場合においてではあるが、二分説は保険金受取人や保険契約者等の保険契約の利害関係人の保護のために一定の機能を果たしているともいえる。

少なくとも、本件判決は、生命保険契約ではない、積立ファミリー交通傷害保険に二分説を適用して、判断を行ったという意味で先例としての価値をもつといえる。

(3) 大阪地裁平成5年7月16日判決（判例時報1506号126頁）

訴外A会社は、昭和63年10月17日に破産宣告を受け、Xが破産管財人に選任された。昭和63年7月6日、A会社の代表取締役Bは自ら保険契約者、被保険者、保険金受取人となり、Y（郵政省）との間で、養老保険契約（10年払込み15年満期、保険金額100万円、特約保険金額100万円の簡易生命保険）を、保険料申込時一括払込で締結した。Xは、A会社がBに対して損害賠償請求権をもつため（BがA会社の財産を横領した事実が認定されている）、Bの無資力を理由として、債権者代位権により、Bの保険契約を解約する旨通告し、解約払戻金を支払うようにYに求めた。

これに対して、被告は、債権者代位権に基づく保険契約の解約に関して、「生命保険契約の解約権をはじめ保険契約者が有している種々の権利は、保険契約者、被保険者、保険金受取人、保険者の四者間の権利義務関係に重大な変化をもたらすものであって、保険取引の安全と法的安定性のいずれの見地からしても、保険契約者以外の第三者の代位行使には馴染まない。また、生命保険契約の性質上からも、保険契約者以外の者がこれを解約することは許されない。」等と主張する。

一部認容、一部棄却（確定）（積極）

判決は、「生命保険契約であることのみから当然にその解約権が行使上の一身専属権であると解することは相当ではなく、生命保険契約のうち専ら保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完を目的とするものなどにあっては、その継続・解約の意思決定に債権者が干渉することは許されないと解すべきであるが、他方、生命保険契約の中でも主として貯蓄や時には利殖を主たる目的とするような契約にあっては、その解約を通常の財産権と別異に扱う理由はな

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

いと解される。」と一般論を述べ、本件に関しては、「本件保険契約は、一時払養老保険であり、契約の当初に一括して保険料を前納して払い込み、高利回りの配当を期待するいわゆる貯蓄型の保険であり、・・・中略・・・また、保険契約者、被保険者、保険金受取人が同一人であることからしても、その性質は専ら貯蓄を目的とするものとみることができるから、その解約権を行使上の一身専属権と解すべき理由はない。」と判断する。つまり、「本件保険契約は、原告の債権者代位権に基づく解約権（養老保険約款四四条）の行使によって、将来に向かって解約されたことになる。」と結論づける。

本件の特徴

本件の特徴は、まず第一に、保険契約者の債権者が債権者代位権により債務者の保険契約の解約権の代位行使を主張したケースであるという点である。

第二には、本件が、非民営の保険契約である簡易生命保険に関するものであり、それは、具体的には、養老保険契約の事例である点である。本件では、簡易保険ということで特別な判断はなされず、生命保険一般と同じ取扱いがなされた。

契約の具体的な状況としては、保険料が一括払され、保険契約者、保険金受取人、被保険者が同一人であることから、高利回り配当の貯蓄型保険と認定されたケースである。

本件においても債権者代位権の目的となる権利に関して、保険契約上の解約権が債務者の一身専属権に属するかどうかの問題とされた（民法423条1項但書）。

その点に関して、判決は、生命保険契約であるということだけで当然にその解約権が一身専属権となるのではなく、その生命保険契約が受取人の生活保障あるいは社会保障補完の目的を有するのか、単なる貯蓄や利殖を目的とするのかによって、解約権が行使上の一身専属権となるのかどうかが決まるという基準を提示した。

その意味で、本件判決は、(2)東京地裁昭和59年9月17日判決と同様に、いわゆる二分説を採用したものであると理解できよう。

また、本件は、簡易生命保険に関するケースであるが、簡易生命保険に対しても民営の生命保険契約と同じく二分説の基準が適用されることを明らかにしたと考えられる。

本件判決に関しては、中西教授の評釈がある。それは、本件判旨の結論に賛成しつつも、以下のような批判をされる。つまり、「『専ら保険金受取人の生活保障を目的とするものあっては解約権の代位行使は許されない』という部分には、私見としては賛成できない。私見としては、専ら保険金受取人の生活保障を目的とする契約の場合でも、解約権の代位行使は可能であると解すべきであると思う。」(注6)という。これは、二分説を採用せずに、全ての種類の保険契約で、個別の契約の事情を考慮することなく、債権者が債権者代位権により解約できるという立場であろう。また、解約権は一身専属権ではないという説明として、解約後の解約払戻金請求権が、保険事故発生後の保険金請求権と同様に、差押え、代位行使の対象になるということを前提にして、「保険契約者の解約権は、生命保険契約が契約期間を定めて締結されている場合でも、保険契約者はいつでも保険契約を将来に向かって解消して以後の保険料支払義務を免れうるものとする趣旨で認められているものであり、保険契約上は保険契約を解約するか否かは保険契約者の自由である。しかし、解約によって生ずる効果は、保険契約が将来に向かって消滅するということと、保険契約者が具体的な金銭債権としての解約払戻金請求権を取得するということである。解約権の代位行使を認めると、保険契約者は存続させたいと思っている契約をその意思に反して解約され、その契約によって達成しようとした保険金受取人の生活保障の目的を達成できなくなる場合が生ずることは確かであるが、そのことのために、解約権がそれを行行使するかしないかの判断を必ず保険契約者自身にまかせる必要があるものになるとは解されない。のみならず、解約権の代位行使はできないものとする、保険契約者の解約の意思表示だけで具体的な金銭債

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

権となり債権者がそれから満足をうけられるものが存在しているのに、保険契約者が解約しない限り債権者は満足をうけられないことになり、債務者である保険契約者の無資力の場面において保険契約者の意思のみで債務の引当てとならない財産を任意に作り出すことを認める結果となって、適当でない。」と批判する（注7）（注8）。

しかし、保険契約者が解約権を有するのは、前述のように、保険契約者が解約払戻金請求権等、保険契約上の権利の背後にある責任準備金に対して持分を有しているからであり、そうであればこそ、約款上、保険契約者にのみ解約権が認められるのであり、それは、保険契約の存続・解消について、彼にイニシアチブを与えるという趣旨であろう。

また、保険契約者が解約しなければ債権者が満足を得られないという批判については、債権者がそれを承知で解約前の解約払戻金請求権を差し押えたのだからそれもやむを得ないというべきであろう。従って、債権者は、自分で条件づけた範囲で利益を享有するしかない。

（4）東京地裁平成6年2月28日判決（判例時報1521号82頁、金融・商事判例973号34頁）

X銀行は、平成2年8月8日、訴外A会社に金1億388万円余りを貸し付けた。A会社は、Y保険会社との間で、平成2年9月1日、A会社を保険契約者兼保険金受取人、A会社代表者Bを被保険者、保険金額9300万円という内容の一時払変額保険契約（終身型）を締結した。この契約には、解約条項として、保険契約者がいつでも契約を解約することができ、その際所定の解約払戻金が支払われることが定められていた。平成2年8月8日の金銭の貸付の際にすでに、X銀行は、本件保険契約に基づく保険金請求権及び解約払戻金請求権について、右貸金を被担保債権とする質権の設定を受け、A会社から保険証券の交付を受けた。また、Y保険会社は、右質権設定について異議をとどめず承諾し

た。A会社は、平成2年12月5日以降返済を怠り、期限の利益を喪失した。X銀行は、Y保険会社に対し、A会社に代位して保険契約を解約し、質権に基づき解約払戻金の支払を求めた。

これに対して、被告Y保険会社は、債権者が保険契約者の解約権を代位行使できるかという点に関して、X銀行が、本件保険契約の解約権をA会社に代位して行使することは許されず、X銀行はA会社を相手方として、Y保険会社に対して保険契約の解約通知をするように求める訴訟を提起し、その請求認容の確定判決をY保険者に送付し、権利行使を行うべきと主張する。その理由として、「(1)まず、本件保険契約において保険契約者以外の者に解約権を与える規定はないだけでなく、保険契約者の解約権行使に際しては保険証券、保険契約者の署名押印のある解約請求書及び発行後一か月以内の印鑑証明書の提出を要求している。また原告も質権設定に際して解約権は和光社（A会社・筆者注、以下同様）のみが行使できるということを了承している。更に、生命保険契約は遺族の生活保障を目的にしており、その期待権を一切奪う結果となる保険契約者以外の者による解約権の行使は右保険契約の性質上許されず、右の諸事情から、本件における解約権は保険契約者のみに専属すると解すべきである。(2)更に、仮に被告が裁判外の解約権代位行使に応じて解約払戻金の支払をした場合、和光社（A会社）の無資力についての判断を誤れば、後日被告は二重払いの危険にさらされることになるだけでなく、一度運用を止めた変額保険を復元することは非常に困難である。」ということをあげた。

請求認容（確定）（積極）

判決は、解約権が一身専属権に該当するかという点に関して、「民法四二三条一項ただし書に規定する債務者の一身に専属する権利とは、その権利を行使するかどうかを債務者の意思に任せるべき権利をいうものと解すべきであり、本件保険契約の解約権が和光社（A会社）の一身専属権に該当するか否かは、

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

本件保険契約の種類、内容及びその締結の経緯等の諸事情を考慮して検討すべきである。そこで本件保険契約について検討するに、本件保険契約は、・・・中略・・・和光社（A会社）を保険契約者及び死亡保険金受取人、鈴木（A会社代表者B・筆者注、以下同様）を被保険者、保険金（給付金）を二口合計一億八六〇〇万円とする一時払変額保険であり、和光社（A会社）は本件保険締結に当たり、原告から利息七・九パーセントの約定で借り入れた金一億〇三八八万六五八〇円を、被告に対して二口分の保険料として一括して支払っているものであるから、和光社（A会社）が本件保険契約を締結した目的は、和光社（A会社）の代表者である鈴木（A会社代表者B）の死亡により和光社（A会社）が事業活動に支障をきたす事態に備えて、右損失を専ら経済的に補填することにあると考えられ、さらに原告から利子付きで借り入れた資金を一括して保険料支払に充てた変額保険であることを考慮すると、節税及び資産運用目的であることが推認される。また本件保険契約締結の経緯についても、・・・中略・・・原告と和光社（A会社）との間では本件貸付の日である平成二年八月八日に既に、本件貸金を被担保債権として将来契約すべき本件保険契約に基づく保険金支払請求権及び解約払戻金支払請求権に質権を設定する合意がなされているのであり、和光社（A会社）が本件保険に加入するためには原告から支払保険料の融資を受け、本件保険契約から生ずる権利に原告のために質権を設定することが必須の前提であったことは明らかであるから、和光社（A会社）が原告に対して本件貸金の返済を怠る場合には、本件保険契約に基づく和光社（A会社）の受ける利益は右請求権に対する原告の質権に劣後するものであることを当初から和光社（A会社）も十分承知していたというべきである。右のような本件保険契約の種類、内容及びその締結の経緯に照らすと、解約権の行使を和光社（A会社）のみの意思に委ねるべき事情は認められず、右解約権の行使は、債権者代位の対象とならない一身専属権に属すると解することはできず、この点に関する被告の主張は理由がない。」と判示した。

本件の特徴

本件の特徴は、第一には、保険契約者の債権者が、債権者代位権により保険契約を解約し、質権に基づき解約払戻金の支払請求をしたケースである点である。

第二には、本件は、一時払変額保険のケースであり、具体的な契約の状況として、会社が保険契約者兼保険金受取人であり、被保険者が会社代表者であり、従って法人契約とされ、さらに、銀行からの借入金を保険料の一括支払に充てていること、債権者である銀行が解約払戻金請求権上に質権設定を行っていることなどが認められた。

判決は、これらの状況をふまえて、本件保険契約をいわゆる事業保険として、節税、利殖目的の保険契約であるという判断を下した。さらに、裁判所は、債務者である保険契約者の無資力を認定している。

本件に関しては、中西教授の評釈がある。それは、他の判決と違う本件の特徴は、質権の設定が行われている点であり、そのことに関して、「民法三六七条によれば、債権質の場合には、質権者は質権の目的たる債権を直接に取立てることができる。従って、質権者は、被担保債権の弁済期が到来したときは、直接第三債務者に対して支払を求めることができるが、原告Xが質権設定をうけたのは解約前の解約払戻金請求権である・・・中略・・・。」と指摘する。ここで、「質権者が保険契約を解約することができるかどうか、問題である。」とし、「原告Xは、裁判外で債権者代位権（民法四二三条）にもとづいて保険契約者に代位して保険契約を解約する旨を保険者に通告したと主張して、被告保険会社に対して解約払戻金の支払を求めている。原告の主張では、解約は債権者代位権によるものである。解約により具体的な金銭債権になった解約払戻金請求権の行使は、質権者の取立権（民法三六七条）によるものである。これに対して判旨は、債務者である保険契約者の無資力を認定した上、解約権は民法四二三条一項但書にいう一身専属権ではなく、原告による解約は有効であると認めて、質権者は解約払戻金の支払を求めることができる旨を判示している。」

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

と述べ、判旨の結論に賛成しておられる（注9）。

この様に、質権設定が本件の特徴であるが、原告が解約権を債権者代位権に基づいて行使したと主張したために、解約権行使の可否に関しては、結局、他の同様の債権者代位権による解約に関する判決と同じロジックが採用された。従って、中西教授の指摘されるように債権者は質権に基づく取立権に基づいて、直接、解約が出来るのかという点に関しては、判断がなされなかったことになる。

さらに中西教授は、債権者代位権により保険契約を解約することができるのか、いい換えれば、保険契約者の解約権は一身専属権かという問題に関しては、従来の判決と同様に（東京地裁昭和59年9月17日判決、大阪地裁平成5年7月16日判決をあげられる）、「保険契約の解約権の一身専属性の有無は保険契約の種類・内容等をみて各場合について判断するという考え方」が、本判決でも維持されていると判断され、「本判決は、明言していないが、・・・中略・・・『生活保障又は社会保障の補完を目的とする保険契約の場合には、解約権は一身専属権である』と考えているものとみられる。」という。しかし本件の具体的な事実関係からは、「本件の場合には、『生活保障又は社会保障の補完を目的とする保険契約の場合には、解約権は一身専属権である』と解する立場からみても、解約権を一身専属権と解すべき場合にあたらないことは明白であると思われる。」と解説される（注10）。

確かに、本件判決は明言はしていないが、債権者が債権者代位権に基づいて解約権を行使できるのかという判断にあたって、当該保険契約について、具体的状況を検討し、節税、利殖を目的とする保険である認定を行っていることを考えれば、本件においても、従来どおりいわゆる二分説が前提とされているようである。

また、本件は、質権設定が行われている点で他の判決とは事情を異にするが、解約権の行使が代位に基づいて行われる点では他の判決と一致しているのであり、債権者代位権による解約権行使のケースの一つとして扱うことができると

考える。

また、本件の保険契約は、一時払養老保険であり、会社代表者を被保険者とする法人契約であり、多額の保険料を銀行から借り入れる等という事実関係から考えて、生活保障や社会保障補完の目的を認定することはできないであろう。その意味で、本件は、二分説の立場からでも、非常に判断の容易な極端な事例であり、限界事例の判断材料には適したものではないであろう。

(5) 東京地裁平成10年7月28日判決（金融・商事判例1059号50頁）

原告Xは、被告補助参加入A株式会社に対して344万5232円とその遅延損害金を内容とする債務名義を有する。そして、原告Xは、それに基づき、債務者A株式会社が第三債務者Y生命保険会社と締結した生命保険契約に基づく解約払戻金請求権を差し押え、その解約をし、Yに対して、解約払戻金の支払を求めた。

なお、当該保険契約の内容は、保険の種類が定期保険特約付養老保険契約であり、保険契約者がA株式会社、被保険者がA株式会社の代表取締役Bであり、死亡保険金受取人はA株式会社であり、その死亡保険金額は特約金額もあわせて5500万円であった。また、当該契約には、保険契約者はいつでも保険契約を解約することができ、その場合には、保険契約者に解約払戻金を支払うとする解約条項が存在した。この場合の、解約払戻金は、配当金を加算し、契約者貸付金の元利を控除すると、87万8043円となった。さらに、当時、A会社は、手形が不渡りとなり取引停止処分とされ、取引先にも会社を閉鎖するという内容の通知を行う等、無資力状態にあったことが認定されている。

請求認容・控訴後和解成立（積極）

判決は、解約払戻金請求権の差押債権者に一律に解約権の行使を認めると、当該保険の性質や解約の時期、状況等によっては、保険からの給付金を抛り所

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

とする受取人等に深刻な影響を与えることになることを認めつつも、「少なくとも、当該保険契約が一時払養老保険のように貯蓄型のものであれば、保険契約上の債権は通常の預貯金債権と異なる取り扱いをする必要はないから、債権者による解約権行使は当然に是認されてしかるべきであり、また、債務者が無資力となった場合には、債務者は差押えが禁じられている財産以外のすべての財産をもって債権者への弁済を行うべきであるから、当該保険契約が貯蓄型であるかどうかを問わず、債権者は債権者代位権に基づいて解約権を行使することができるというべきである。」と一般論を展開する。

そして、本件の保険契約に関しては、債務者たるA株式会社は、取引停止処分や業務停止という事実関係から無資力と認められるので、「原告は、債権者代位権に基づいて解約権を行使することができるというべきである。」と判示した。

さらに、本件の保険契約は、保険契約者兼保険金受取人がA株式会社、被保険者がA会社の代表取締役Bとされていることから、「代表者に保険事故があったときに会社に発生する損失を専ら経済的に填補する目的をもってしたものと解され、そうだとすると、生活保障ないしは社会保障の補完的な意味合いはなく、解約払戻請求権を含む本件保険契約上の債権は、他の会社財産とさして異なるところはないというべきであり、この点からみても、原告の解約権行使は認められるべきである。」と主張し、原告の本件解約権の行使を有効と結論する。

本件の特徴

本件の特徴は、第一に、差押債権者の債権者代位権に基づく解約を認めたケースである点である。原告の主張としては、差押債権者は、差押えに基づく取立権によって、保険契約を解約できるか、そうでなくとも、債権者代位権によって解約権を代位行使できるという主張を行っている。

また、第二に、契約の種類は定期保険特約付養老保険であり、保険契約者と

保険金受取人をA株式会社、被保険者をその代表取締役Bとする事業保険のケースである点も認められる。判決では、本件契約が専ら会社代表者に保険事故が生じた場合に会社に生じる損害を填補する目的を持つものであると判断されている。

本件を考察するに当たって注意すべき点は、原告が解約払戻金請求権を差し押えているという点である。つまり、本件保険契約を解約するには、差押えに基づく取立権により解約する方法もあったわけであるが、判決は、債務者の無資力を認定して、債権者代位権による解約権の代位行使と理論構成した。

つまり、全体としてみれば、債権者は、債権者代位権により保険契約者の解約権を代位行使して、保険契約を解約し、よって具体化した解約払戻金については差押えに基づく取立権を行使したという形になっていると思われる。保険契約の解約権の行使に関しては、債権者代位の方法によっているところから、本稿との関係では、債権者代位権による解約権行使のケースと分類したいが、差押えが事前に行われて取立権も併用されているという点で変則的なケースであるといえる。

保険契約者の債権者の債権者代位権による保険契約者の解約権の代位行使に関して検討すると、本件では、まず、債務者が無資力であることを認定し、また、保険契約を生活保障型の保険と貯蓄型の保険に分類し、本件契約の具体的な契約内容等を吟味することで、貯蓄型の保険であるという結論に達し、よって、債務者の解約権の代位行使が可能であるという結論を導いていることから、ここでも、いわゆる二分法が参考とされていると考えることができる。

しかし、判決が、債務者が無資力であるときには、当該保険が貯蓄型であろうと、生活保障型であろうと、どちらであっても、債権者代位権に基づき解約できるとしている点から考えると、論理的には、本件判決が、二つのスタンスを取っている可能性がある。

一つは、判決は、本件の事実関係の下においては、債権者代位権による解約権行使の可否は二分説によるという考え方によっても、あるいは、保険契約を

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

問わず、債務者が無資力であれば、債権者代位権により解約できるという考え方によっても、どちらの考え方によっても、本件は解約が肯定されるというスタンスである。つまり、二分説か、無資力であればどんな保険契約でも解約できるとする説か、積極的にどちらによっているのかははっきりしない。二つの考え方は必ずしも両立し得ないから（例えば、二分説によって社会保障補完性がある保険契約と認められても、もう一方の説によれば、債務者の無資力を理由に解約が許される可能性もあろう）、少なくとも本件の事実関係の下では、どちらの考え方をとって、債権者代位権による解約が可能であるという範囲の判断が為された可能性がある。

二つは、判決は、原則的に、債務者が無資力の場合には、債権者は、どんな保険契約であっても債権者代位権により解約できるから、本件でも解約権の代位行使が可能であり、ただ、本件の契約は、判旨にあるように損害填補性、貯蓄性が高い契約と認定されているので、たとえ二分説によっても解約できるとする結論になるということを行っている可能性もある。つまり、原則的に、どんな保険契約であっても、債務者が無資力であれば、債権者代位権により解約が可能であるという説を採用するという立場であろう。ただ、本件の事実関係の下においては、二分説によっても解約ができるということを付加するスタンスである。なぜならば、債権者代位権の行使には、債務者の無資力が要件とされるのであるから、解約ができるケースは、二分説によるよりも、債務者が無資力ならばどんな契約も解約できるとする説による方が、広くなるだろうから、原則として後者の説を採るならば二分説の機能する場面はなくなってしまからである。

以上の二つのスタンスのうち、本件判決は後者に立つものではないかと考えている。従って、本件判決は、正面から二分説を採用したというよりも、むしろ、債務者の無資力の場合には、債権者は、当該保険契約がどのような性質の契約であろうとも解約できるという論理を採用していると考えることができる。その意味で、前述した債権者代位権による解約権の代位行使のケースが、二分

説を正面から採用して債権者による解約権行使の可否を判断してきたのに対し、本件は債権者代位権によりつつも、債権者による解約権行使の可否の判断に関して、別の基準を提示してきたともいえよう(注11)。端的に言えば、前述したが、債権者代位権による解約を支持するが、二分説は採用せず、債務者の無資力を要件とし、貯蓄型であろうと社会保障補完型であろうと、解約できるとする立場であろう。

最後に、本判決が、差押えに基づく取立権による解約を認めなかった理由を明示しなかったことが惜まれる。

以上のように、保険契約者の債権者による債務者の保険契約の解約に関する判決を概観してきたが、次章で述べる東京地裁平成10年8月26日判決と本章の(1)大阪地裁昭和59年5月18日判決の二つのケースが差押えに基づく取立権による解約のケースであり、残りは、債権者代位権に基づく解約のケースということになる。対象となった保険契約の種類では、傷害保険に関するものが、(1)大阪地裁昭和59年5月18日判決と(2)東京地裁昭和59年9月17日判決であり、他のものは、広く生命保険に属するものである。判決としては、積極とされるものばかりであった。

以上に述べた判決は下級審におけるものばかりであり、数も少なく、まだ理論として確定したものとはいえない。

しかし、少なくとも以上であげた判決を検討する限りでは、債権者代位権に基づく解約のケースの多くで、いわゆる二分説が採用されているようである。だが、それでさえも、(5)東京地裁平成10年7月28日判決のように、正面から二分説を採用せず、別の基準を適用したと思われるものもあり、二分説は判例理論として必ずしも確立したものとはいえず、従って今後の判決の推移に注意する必要があるであろう。

ただ、二分説は分類の基準が曖昧であるという批判は、少なくともここで紹介した判決においては、当たらなかつたようである。なぜなら、本稿でとりあ

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

げた事例では、保険契約の当事者、保険料支払の態様その他の事情から、生活保障型の保険と貯蓄型の保険とのどちらに属するのかという判断が明確に出来たため、微妙な判断を必要とするケースがなく、比較的是っきりと判断のつくものが多かったからである。ただ、二分説は分類が曖昧だという批判も、保険契約の種類は無限ではないし、契約の具体的状況も一定のパターンがあるであろうことを考えれば、判例の蓄積によってその予測可能性はかなり高まるのではないかという期待をしている。

また、判例の流れをみると、債権者による解約権行使に関する本件のような問題が、生命保険契約に関する固有の問題としてだけでなく、例えば傷害保険契約における判例が存在するように、他のより広い範囲の保険のタイプに生じうる問題だということに注意すべきと思う（注12）。

これまでの保険の分類では、代表的には、損害保険と生命保険（定額保険）とその他の第三種の保険という分類がなされてきたが、債権者による解約権の行使の問題は別の視点を求めてきた。

それは、債権者代位権の適用による判決でみられるいわゆる二分説で述べられているように、これまでの分類をもとにした思考ではなくて、生活保障型か貯蓄型かという分類であった。しかし、ここまで概観した判決では必ずしもそうではなかったが、このような分類を実際に行うのは極めて困難であると思われる。具体的な契約が貯蓄目的なのか保障目的なのか判然としないものが相当あり得るであろうことは想像に難くないからである。

また、このような貯蓄型か保障型かという分類が生じてくるのは、解約払戻金というものが必ずしも生命保険契約に特有のものではなく、およそ責任準備金が生じうる契約類型では同様に生じうる問題だからであり、このことも問題を複雑にしている。しかも、解約払戻金の金額の多寡は、保険契約によって、かなり異なりうるのである（注13）。

一方で、本稿で主に取り上げたケースでは、差押えに基づく取立権により解約権を行使するものもある。こちらのケースでは、代位による場合と異なり、

少なくともこれまでの下級審判例の範囲では、二分説のように具体的に当該契約がどの分類に属するののかという判断を必要としないという意味で、非常に債権者にとって有利な解決が可能となっている。従って、判例上は、債権者は、債権者代位権と差押えによる取立権のどちらでも、債務者の保険契約の解約権の行使が可能であるが、取立権による解約の便利さ、簡便さは債権者にとって大きな魅力なのではなかろうか。

注記

(注1) 本稿で紹介する判決以外に、大阪地裁昭和56年4月27日判決(昭和55年(ワ)第7378号生命保険金代位請求事件)があるが、判例集未登載のために、糸川厚生「債権者代位権による生命保険契約の解約・解約払戻金請求事件」生命保険文化研究所所報68号(1984年9月)171頁以下により情報を得るより術がないため、本稿ではふれない。中西正明・判例時報1537号(判例評論440号54頁)248頁参照。

(注2) 判例時報1161号143頁参照。

(注3) 石田満・判例時報1180号(判例評論326号52頁)214頁。

(注4) 糸川厚生「保険金受取人の権利の差押」『生命保険の法律問題』(金融・商事判例986号)100頁。

(注5) 山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号(1987年6月15日)10頁。

(注6) 中西教授のここまでの記述は、前掲、中西・判例時報1537号(判例評論440号55頁)249頁による。

(注7) 中西教授のここまでの記述は、前掲、中西・判例時報1537号(判例評論440号55頁)249頁による。また、同評釈同頁で、中西教授は、同趣旨の見解として、解約前の解約払戻金請求権の代位行使の問題は、民間の生命保険契約であれ、簡易生命保険契約であれ共通であると指摘され(簡易生保の差押禁止規定を除外してという前提)、「保険会社の生命保険契約の場合における解約前の解約払戻金請求権の代位行使の可否については・・・中略・・・代位行使は可能であり、このことは保険契約が保険金受取人の生活保障を目的とするものであるときでも同様であると解するほかはないと思う。」と結論される。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

- (注8) 前掲、中西・判例時報1537号（判例評論440号56頁）250頁は、本判決の構造に関して、「はじめに解約権の代位行使の可否の問題について判断し、その上で解約の効果として生ずる具体的な金銭支払請求権の代位行使の可否について判断している。第一段の解約権の代位行使の判断の際には、差押禁止規定に言及していない。」といい、「私見としては、解約の結果として生ずる金銭支払請求権が代位行使できないものである場合には、解約権の代位行使は債権者の共同担保の保全には役立つから、この場合には解約権の代位行使もできないと解するのが適当ではないかと思う。・・・中略・・・解約権の代位行使の可否について判断する場合には、同時に解約後の具体的金銭支払請求権が共同担保の保全に役立つかどうかの点もふくめて考える必要があるのではないかと提言される。
- (注9) 以上の記述は、中西正明・判例時報1543号（判例評論442号46頁）240頁による。
- (注10) 以上の記述は、前掲、中西・判例時報1543号（判例評論442号46—47頁）240—241頁による。
- (注11) 二分説では債権者の解約権の行使から保護される社会保障補完型の保険契約であっても、債権者による債権者代位権に基づく解約に服すべきであるとするものには、すでに前述した中西正明・判例時報1537号247頁（判例評論440号53頁）、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号（1987年6月15日）6頁、金融・商事判例1059号51頁等がある。

例えば、前述の(4)東京地裁平成6年2月28日判決（判例時報1521号82頁、金融・商事判例973号34頁）に関する評釈として、前掲、中西・判例時報1543号（判例評論442号47頁）241頁で、中西教授は、保険契約の種類や内容等を解約権の性質判断の基準にする判決の立場に反対する。それは、「私見としては、生命保険契約が生活保障を目的とするものである場合でも、解約権は保険契約者の一身専属権ではなく、債権者による代位行使は可能であると解すべきであると思う。そのことの理由としては、解約権は保険契約を解約して解約払戻金請求権を具体化させるという財産法上の効果を生じさせるものであること、及び保険金請求権・解約払戻金請求権がいずれも差押禁止財産とされていないこととの対比からみて、解約権を一身専属権と解すべき理由はないことを指摘することができる。」という。このよ

うに教授は、前出の(3)大阪地裁平成5年7月16日判決についてと同趣旨の立場を採用される。

(注12) 解約払戻金については、通常生命保険契約の問題として議論されるが、傷害保険や他の保険の契約類型でも同じ議論が成り立つのかという疑問がある。

基本的に、解約払戻金は、責任準備金をその原資とするのであるから、責任準備金が生じうる保険契約の類型では、同じ問題、同じ論理が妥当するはずである。例えば、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」ほうむ31号(1992年、安田火災)7頁では、「上記にあげた大阪地裁の判決は(大阪地裁昭和59年5月18日判決・括弧内筆者注)、積立ファミリー交通傷害保険に関する事件であるにもかかわらず、これを生命保険と同視して論じている。また、一般に、解約払戻金請求権の問題は、生命保険契約の効果として論じられている。」という。また、前掲、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」10頁では、「生命保険において満期に支払われる金銭は、生存保険金という保険金である。それゆえに、保険契約の主たる効果の維持という考慮が要請されざるをえなかったのである。これに対して、いわゆる積立型傷害保険において満期に支払われる金銭が、もし、保険金ではなくて、預金の返還であるとすれば、その場合には、むしろ定期預金の差押えと同様の利益状況が現出することになる。」と指摘する。

また、そもそも、解約払戻金請求権の問題は、テキストなどで保険契約上の権利の処分差押えの可否として論じられている問題の中に含まれるのだろうか。

基本書では(例えば、大森忠夫・『保険法』(昭和61年10月25日補訂版初版第3刷)305—307頁、石田満『商法Ⅳ(保険法)[改訂版]』(1997年4月21日改訂版第1刷、青林書院)315—318頁)、保険事故発生前の保険金請求権と保険事故発生後の保険金請求権を別に論じ、そのあとに解約払戻金の処分・差押えについて論じるのが通常であるが、これはまさに、他の保険金請求権と解約払戻金請求権は別の性質のものであるという前提にたっているといえる。なにが異なるのかというと、解約払戻金請求権が具体化するのには、保険事故の発生によってではなくして、解約権の行使によってあるということである。

他に、例えば、西島梅治・『保険法〔新版〕』(1991年12月20日初版第2刷、

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

悠々社）376頁は、別の構成をとる。そこでは、「保険事故発生後の具体的な保険債権の処分」というタイトルのもとに、保険事故発生の場合と共に、解約払戻金についても論述しており、「支払事由が発生して具体的な金銭債権となった積立金払戻請求権および解約払戻金請求権も、自由に譲渡・質入・差押をすることができる。」と述べ、権利が確定的になるという意味で、保険事故の発生も解約等による支払事由の発生と区別していない。保険金請求権も解約払戻金請求権も別異に扱う理由はないということであろう。同様に、「保険事故発生前の保険債権」というタイトルのもとにおいては、「保険事故発生前の保険金請求権ならびに支払事由発生前の積立金および解約払戻金請求権は、いずれも直ちに一定の金額の支払を求めることができる具体的な金銭債権でないため実際の効果は少ないけれども、やはり財産的価値がみとめられるのであり、かつ現行法にはこれを禁止する規定がないので、これも処分・差押の対象となると解されている。」と述べ、保険事故の発生と支払事由の発生を区別していない。従って、保険事故発生前の保険債権、保険事故発生後の保険債権、解約払戻金という3本立ての構成をとってはいない。

（注13） 糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」文研論集92号91頁（1990年）108—112頁は、損害填補や貯蓄を目的とする保険として、キーマン保険、一時払養老保険、変額保険をあげ、これを「保険料一時払生命保険で差押が意味をもちうようなかなかまとまった解約払戻金のあるケースでは、これを保険者に支払った保険契約者の責任財産を構成しているとみるべきであり、銀行の定期預金の場合と運命を異にする理由はないといわれても仕方がない。」と評価し、また、一方で、「被保険者に万一のことが生じた場合にだけ保険金が支払われ、満期保険金はないか、あっても僅少な保険も生命保険には含まれている。」とし、両極端の契約が存在し、「生命保険の種類はその中間に位置づけられる多くの契約が存在して、保険種類により截然と区別できるものではない。」という。また、「差押の時期により被保険者の健康状態も変動しており、強制執行により保障を失っても容易に再度保険に加入しうる状態から近い将来被保険者死亡必至の状況までであるのであって、・・・中略・・・種類や内容で差押が許容されるのか禁止されるのか判別することは実際的には耐え難いことである。」といい、立法的な解決を提案されている。他に興味深いのは、資産的色彩が強いが、

例外的に保護を考慮すべきものとして、身体障害者保険や企業年金の年金受給権をあげている点である。

第5章 本件東京地裁平成10年8月26日判決の概要

本章では、4章で概観したこれまでの下級審の判決をふまえて、解約払戻金請求権の差押えに関する最も新しい判決の検討をしたい。

東京地裁平成10年8月26日判決（金融・商事判例1052号3頁、判例タイムズ990号288頁）

（事実の概要）

X会社は、訴外Aを債務者、Y保険会社を第三債務者として、裁判所に対し、債権差押命令の申立てをなし、裁判所は、平成9年11月21日に債権差押命令を発し、命令正本は、それぞれ訴外A、Y保険会社に送達された。訴外AはY保険会社との間で、差押債権目録の生命保険契約を締結していたが、X会社は、この生命保険契約上の解約払戻金請求権を差押え、平成10年2月2日、差押債権者の取立権に基づき解約権を行使し、Y保険会社に対して解約払戻金の支払を求めた。なお、この保険契約には、保険契約者はいつでも保険契約を解約でき、その際、保険者は保険契約者に所定の解約払戻金を支払うとする特約があった。

（被告の主張）

被告はこれに対して、保険契約者の債権者の解約権の行使に関して、「そもそも生命保険契約は、被保険者及び死亡保険金受取人の生活保障的機能を有するところ、債権者による一方的解約は、保険事故発生時における右のような生活保障的機能を奪うことになるから、民事執行法一五五条の取立権に基づき、

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

差押債権者が当然に解約権を行使できるとする見解は誤りである。また、滞納処分による差押えについては、国税徴収法六七条の取立権に基づき、当然に解約権行使が認められるが、この場合は、その公益性が解約権行使を認める根拠となり得るのであるが、本件のような私債権の取立てにはその理由が当てはまらない。」と反論する。

裁判所は、以上のような論点に関して以下のように判決した。

請求一部認容・一部棄却（飛躍上告）

判決では、保険契約者の債権者はそもそも、解約前の解約払戻金請求権を差し押えることができるのか否か、可能であるとするならば、取立権に基づき解約権を行使することができるのか否か、という問題に関して、「本件解約払戻金支払請求権は、解約の意思表示によって自動的に額の定まる金銭の給付を目的とする財産的権利であり、しかも、民事執行法一五二条の差押禁止債権にも該当しないから、それが保険契約の解約によって具体的な権利として存在するに至った場合に差押えが許されることはいうまでもないが、保険契約の解約の前であっても、解約を条件とする条件付権利として存在し、その差押えもまた許されるものというべきである。また、同法一五五条一項によれば、差押債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができるものと規定されている。そうすると、差押債権者は、右債権の取立てのために、債務者の有する権利を、右目的の範囲内において、かつ、右権利の性質に反しない限りにおいて、行使することができるのであって、債権者が生命保険契約解約前の解約払戻金支払請求権を差し押さえてこれにつき取立権を取得したときは、この解約払戻金支払請求権を具体化して取り立てるためには、保険契約者の有する解約権を行使して、保険契約を解約することができるものと解するのが相当である。」と判示する。

また、そもそも生命保険契約は生活保障機能を有し、債権者による一方的解約が、まさに保険事故発生時の生活保障機能を奪うので、保険契約者の解約権

は、権利の性質上、債権者の取立権の対象にならないとする被告の主張に対して、「確かに、一般的に、生命保険契約は、被告主張のような機能を有することが認められないではないが、他方において、保険契約者の資産運用、貯蓄、相続税対策等のためにも利用されていることも当裁判所に顕著な事実であって、保険契約者や保険金受取人の有する保険金請求権や解約払戻金支払請求権等については、それらの債権者が債務者の一般財産に属するものとして右権利に重大な関心と利害を有していることもまた明かというべきである。したがって、生命保険契約の生活保障的機能を一方的に強調するのは相当ではない。また、保険契約者の有する解約権は、保険契約者の自由意思により、財産的権利である一定額の金銭債権を発生させるという形成権であり、身分法上の権利とも性質を異にするから、保険契約者の一身専属権ということもできない。しかも、もし、解約払戻金支払請求権の差押えが許されると解しながら、他方において差押債権者の解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまでは、差押債権者は解約払戻金支払請求権の取立てを待つべきであるとするのは、いかにも不徹底であり、解約払戻金支払請求権を差押禁止債権とはしていない現行法の建前とも合致しない。そうすると、生命保険契約に被告主張のような生活保障的機能を有する面が存するとしても、このことゆえに、保険契約者の解約権がその性質上差押債権者の有する取立権の対象とならない権利に該当すると解することはできない。」と判示する。

(本件の特徴)

本件の特徴は、まず第一に、生命保険契約に関して、差押えに基づく取立権による解約が問題となった最初の事件であるという点である。前章でも述べたように、取立権による解約が問題となった(1)大阪地裁昭和59年5月18日判決は、積立ファミリー交通傷害保険に関するものであった。

そして、第二に、本件が、差押債権者の取立権に基づく解約権行使のケースであり、判決は、通説と同様に、形成権である債務者たる保険契約者の解約権

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

が取立権の対象になるという判断を下している。その意味で、本件判決は、問題となっている保険契約の種類は異なるが、前章の(1)大阪地裁昭和59年5月18日判決と同じ論理構成、判断枠組みを採用しているといえる。

本件判旨の構造は、当該保険契約の性質や契約の経緯等を個別に吟味し検討するという方法を採用せずに、生命保険契約一般について、資産運用や貯蓄、相続税対策のために生命保険契約が利用されることも多いので、生活保障機能を一方的に強調するのは相当でないし、債権者は一般財産に属する生命保険契約上の権利に重大な関心を有している等というロジックで保険契約を特別に取り扱うことを否定し、よって、後は通常の金銭債権となんらかわりなく扱う前提を用意し、解約権行使の問題に関しては、単に民事執行法155条の解釈の問題として解決している（注1）。

このような本件に関する判決の判断をどのように評価すべきであろうか。

生命保険契約の生活保障機能の問題に関しては、本件においても、差押えに基づく取立権による解約権の行使は可能であるという原告の主張に対して、被告は生命保険契約は生活保障機能を有するから、一方的な債権者の解約により、実際の保険事故発生時に生活保障機能が失われるので、取立権による解約はできないとしている。滞納処分の場合には公益性があるから解約権が認められるのであり、本件のような私保険にはその理由は当てはまらないというのである。これに対して、判決は、一般論として、少なくとも私保険である生命保険契約では差押えに基づく取立権による解約は認められると判決した。

ところで、一方、前章でも紹介したように、これまでの下級審の判決で主張された債権者代位権による解約権行使の事例では、いわゆる二分説が主張され、それは、保険契約を貯蓄性の高い保険契約と生活保障目的の保険契約という二つに分類し、生活保障目的の契約では、その解約権は債権者代位権の行使上の一身専属権にあたり、従って債権者による解約権の代位行使が制限され、一方、貯蓄目的の契約では、解約権を代位行使するという論理を展開した。

この二つの考え方はかなり異なる面があるが、端的に言えば、本件の取立権

による解約の場面で論じられる生命保険の生活保障機能と、債権者代位権による解約の場面で論じられる生命保険の生活保障機能が異なる理解がされていることが最も大きな違いであろう。つまり、前者では、一般論として、より一般的な性質としての生命保険契約の生活保障機能が論じられ、後者では、当該事件で問題となっている具体的保険契約が、生活保障的な機能を持つのかどうかということを債権者代位権の一身専属権の要件を満たすものかという観点から具体的に論じている。つまり、当該事件で問題とされている具体的な保険契約が生活保障機能を持つのかどうかを検討されている。

さらに敷衍して考えるならば、前者は、本件に限っていえば、主に生命保険契約一般を問題にしているのであり、判決の射程距離は生命保険に限られるものであるが（あるいは逆に、生命保険契約全てに及ぶというべきであろうか）、後者は、生命保険契約以外の保険契約を含めたより広い保険の種類を対象に貯蓄性があるのか生活保障機能があるのかを個別に論じていく可能性があるという点で決定的に違う（注2）。

取立権による解約のケースでは、当該生命保険契約が生活保障機能が強いかどうかという個別、具体的な契約の内容を議論せずに（例えば、保険契約者、保険金受取人、被保険者がそれぞれ誰なのか、保険料の支払形態は一括か否か、個人契約なのか法人契約なのか、保険料を誰が負担しているのか、等々の吟味なしに）、一般的に生命保険契約に生活保障機能が認められるのかという議論の構成をとっている。従って、議論の射程距離は、本判決でいえば、取立権による生命保険契約の解約の場合に限定されることになる。

しかし、現在の保険契約では、生命保険契約の中でも、さらに生活保障機能を強調するものや、あるいは貯蓄性を全面に出すもの、あるいは両者の混在したもの等、様々なものが商品化され、その内容はますます多様化が予想されるし、さらに、前章でも検討したが、解約払戻金の生じるケースは生命保険契約だけではなくて、積立傷害保険等でもみられるように生命保険以外でもありうるのであり、いわゆる貯蓄性の保険は生命保険以外の分野にも色々な形で存在

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

しうるといえる。

このような状況をふまえると、債権者代位権による解約権の代位行使の問題で議論されているいわゆる二分説の方が、現状の様々な保険契約の種類に応じた、あるいは、具体的に問題になっている保険契約の利害状況に応じた、適切、妥当な対応が可能になるのではなかろうか。

しかし債権者代位権の適用の場合には、債務者の無資力要件というハードルがあることも事実であり、また、債権者の利害を考えるのならば、取立権による解約権行使の方が簡便・迅速に債権の満足がえられるのであろう。そうすると、本判決は、債権者代位権によらずに、より債権者の利害にかなう解約権行使の方法を示した判決の一つと評価できるだろう。

本件に関して、金融・商事判例1052号5頁は、「同解約権が債権者代位権の対象となるかが争われている近年の裁判例においては、前記二分法が有力であるが、本判決は、差押債権者の取立権のレベルでこのような見解を採用しなかった点で、注目に値しよう。両者を同一に論じなければならないものかどうかの一つの大きな論点であり、今後の議論が期待される。」というが、確かに、論理的に考えれば、取立権による解約のケースでも二分法を導入して、問題となっている保険契約の実体を吟味して、解約権行使の可否を決めるというレトリックは成り立ちうる。本判決で明らかなことは、取立権による解約のケースでは、二分説を採用しなかったという点である。

この判旨の結論は、今後の同種の事件に大きな影響を与えるであろうし、また、結果として、債権者の便宜にかなう判断がなされたとみるべきであろう。

つまり、判旨に従えば、保険契約の解約権は一身専属権ではないし、生命保険契約は債権者の解約権の行使から免れるべき契約ではないという一般論は、生命保険契約に関する同様の他の事件においても、二分説を採用しないのだから、個別の契約の状況や締結の経緯等を問題とすることなく、また個別の契約ごとにその解約権の一身専属性をも問題とせずに、債権者による解約権の行使を認めるという論理的な帰結を導びくのではないだろうか。

逆にいえば、まさに、そうだからこそ、債権者代位による解約権行使の方法と違って、取立権による解約権行使の方法は、債権者にとって、簡便かつ迅速なものとして意味があるものとなるのであろう。従って、取立権による解約のケースで、二分法のような思考パターンを持ち込むことは、債権者の望むところではないのであろうし、そのような考え方は、せつかくの取立権による簡便・迅速な債権の満足という目的を損なうことになってしまうだろう（注3）。その意味で、取立権による解約権の行使の場面で二分法を採用しなかったことで、本件判決は、結果として、保険金受取人や保険契約者等の保険契約の利害関係人よりも、債権者の利益に配慮した結論を採ったことになるだろう。

私見としては、解約払戻金請求権の差押えの場合の当事者の利害調整をより丁寧にするべきではないかと考えている。その意味で、本件判旨の取立権による解約権行使の解釈は債権者の利害にのみ配慮するものであろうと判断せざるを得ない。

このような批判をする根拠としては、以下のようなものが考えられるであろう。

まず第一には、倉沢教授が適切に示唆するように、債権者が差し押えたのはあくまで解約前の請求権であり、取立権に基づいて保険契約を解約しようということになれば、具体化した解約払戻金請求権を差し押えたのと変わりがなくなるからである（注4）。

また、第二には、遺族保障や本人の老後保障等の保険契約の本来の目的が、債権者の取立権による解約権の行使によって、あらゆる場合にはたされないことを許容するのは難しいように思われるからである。特に本判決の論理に従えば、取立権による債権者の解約権行使を認める場合には、保険契約の関係者の利害を調整する要素がないので、弊害が大きいと考えられる。債権者の満足のために、一方的に保険契約を解消させようという解約権の効果は、保険契約により利益を受ける当事者の観点から、取立権の目的を超えるものとする（注5）。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

そして、第三として、このような債権者の取立権による解約に対する批判は、保険契約の構造からも説明できる。約款上保険契約者のみが解約権を行使できるとされているのは、その行使によって実現する解約払戻金が責任準備金を母胎とし、保険契約者が責任準備金に対して持分という形で支配権を持つからである（注6）。その場合には、事実上保険契約に最も深い利害関係を持つはずの保険金受取人でさえ解約権は認められていないにもかかわらず、債権者が差押えをするならば、自由に、かつ一方的に解約権を行使できるというのはバランスを欠くように思われるからである。

そこで、以上のような理由から、債権者の利益だけでなく、保険契約当事者の利益をも重視する解釈が重要であると考えるが、そのためには、解約払戻金請求権や保険金請求権の意義、あるいは解約権の一身専属性の議論も一つの重要な調整基準ではあるが、本件判決のように取立権による解約のケースで、それを一般論として主張しても、生命保険契約という枠の中では一律に解約権の行使が認められてしまう可能性が高い。それでも、なお、保険契約者、保険金受取人等の保険契約の利害関係人の保護を目指すならば、保険契約上の請求権の一身専属性を認めるといったことをも含めた、より一般的、政策的理由をもって、そもそも解約権の行使の可否以前の問題として、立法的に保険契約上の権利を差押禁止債権とする方がよりわかりやすい（注7）。

しかし、このような立法論を別として、保険契約上の権利を、条件付であろうとなかろうと、保険契約者の債権者が差し押えることができるという現行法の解釈を前提としても、保険契約の存否に大きな利害関係を持つ保険金受取人や保険契約者の利害への配慮が必要なのではないだろうか。

一方的に、保険契約者の債権者の利害に配慮する本件判決のような立場ではなく、一定の配慮を保険契約の利害関係者に対してもすべきだということを考えると、保険契約者の債権者の取立権に基づく解約権の行使を制限し、そのような場合には債権者代位権によるべきものとして、その要件を当事者の調整要素として、当事者の利害を配慮して、債権者の解約権の行使の可否を論じるか、

あるいは、保険契約者の解約払戻金請求権の差押えは認めるが、取立権による解約は認めず（注8）、保険契約者が任意に解約権を行使する範囲内で債権者の債権の満足を認めるということも一つの当事者の利害調整のあり方ではあろう（注9）。何より問題なのは、本件判決のような、一方的に保険契約者の債権者の利害にのみ配慮する考え方のアンバランスさであろう。

以上のように、差押債権者の取立権に基づき保険契約者の解約権を行使して、解約払戻金の支払を認めるという判例の立場に対しては、私見としては批判的にみている。

そして、仮に、取立権に基づく解約権行使に関して否定的結論を採るとしても、決して債権者の利害が害されるとはいえない。なぜならば、保険会社の実務では、解約払戻金請求権だけでなく他の保険契約上の請求権、保険金請求権や満期保険金請求権等、全ての権利を差し押えるのが通常であるから、具体化した順に債権の満足に当てればよいとの指摘がある（注10）。また、伊藤教授の主張するごとく、取立権に基づく解約ができないとしても、代わりに債権者代位権により解約を行えばよく、その方が債務者の無資力が問題とされるため、債権者・債務者の利害がよりよく調整される（注11）。

さらに、前章でもみたように二分説をどのように理解するかは様々な議論があり得るとしても、現状の法制度の下では、債権者をも含めた当該保険契約をめぐる当事者の利害状況を具体的妥当に調節できるという点で、二分説をベースにした債権者代位権による解約権の代位行使の方が優れた方法であり、取立権による解約の方法よりも、何より丁寧な処理が期待できるのではないかと現状では考えている。その際の、解約権行使の可否の基準は、債務者の無資力と二分説ということになろう。

つまり、原則として保険契約の存続・解消に関してイニシアチブをとるのは責任準備金に対する支配をもつ保険契約者であり、取立権により解約を求める債権者ではないと考えるべきではないだろうか。しかしながら、いかなる場合にも保険契約者の契約に対する支配を認めるというわけではなくして、債権者

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

と保険契約者の利害調整を行う立法の存在しない現行法の下では、少なくとも債権者代位権に基づく無資力要件の判断との関係で（たとえ二分説を採用するかどうかを別にしても）、保険契約者とその債権者の利害調整をはかるべきであろうし、その方が妥当な解決が得られると考える。

ここで一つ留意しておくべきことは、すでに概観したように、債権者代位権による解約という場合でも、二つあり、一つは、判決のほとんどが採用する債権者代位権と二分説の併用であり、もう一つは、債権者代位権の無資力要件が満たされれば、貯蓄型であろうと生活保障型であろうとどちらであっても解約できると考える非併用型であり、後の考え方も有力であり、従って、債権者代位権による解約権の行使といった場合でも必ずしも理論として確立してはいないということである。例えば、前章の(5)東京地裁平成10年7月28日判決（金融・商事判例1059号50頁）をみると、後者の考え方の影響があるように思われる。

規制緩和政策の進行につれて保険商品の高度化・金融商品化は更に進み、その解約払戻金が高額化し、その財産価値も増加しており、債権者の関心を全く無視することができないことは当然であるが、だからといって、保険契約の存続・解消という重大な問題に関して、契約外の第三者にすぎない債権者のインシチュアに全てを任せるのもバランスを欠く解決と思うのである（注12）。

また、将来的にはドイツ法の介入権のような制度が導入されることが望ましいと考える。介入権の制度は、保険金受取人、受取人の指定がないときには契約者の一定の親族が、解約払戻金相当額を債権者に支払うことにより、保険契約者の地位を譲り受けるものであり、債権者と保険契約の当事者の利害を妥当に調整しうる優れた制度であると思う（注13）。わが国でも是非とも同様の利害調整の制度を創設するべきであろう。

最後につけ加えたいのは、ここまで述べてきたことはあくまでこれまでのいくつかの下級審の判決がベースとなっているのみで、解釈の流動的な部分も多く、更なる判決の積み重ね、あるいは上級審の判断を注視すべきであり、今後の更なる展開に期待したい。

注記

- (注1) 金融商事判例1052号6頁によれば、原告は、ある学説に対しても批判を行っており、それは、「学説のあるものは、右解約権の行使について、解約払戻金支払請求権と別に解約権を差し押さえ、これについて行使命令(旧民事訴訟法六二五条一項、六〇〇条)を得ることを要するとする」という学説に対して、「差押債権者が被差押債権につき取立権を取得したときは、被差押債権の取立てのために一定の範囲で債務者の有する権利を行使することができるものと解される。そして、この差押債権者が行使することができるものとされる債務者の権利には、解除権や取消権も含まれると解される。したがって、生命保険契約の解約払戻金支払請求権を差し押さえた債権者は、その取立てのために解約権を改めて差し押さえるまでもなく、これを行使できるものと解すべきである。」と批判する。
- (注2) 同旨と思われるものとして、金融・商事判例1052号4頁は、「生命保険の解約権は、一般的に(当該生命保険契約において、生活保障的性質が強いのか、貯蓄性が強いのかかわらず)、民事執行法一五五条の取立権の対象にはならない」と述べる。
- (注3) 金融商事判例1052号6頁によれば、本件被告が二分説批判をしている。それによれば、保険契約を保障性の強い保険と貯蓄性の強い保険に二分し、貯蓄性の強い保険については、債権者は債権者代位権に基づいて、解約権を行使して、解約払戻金を取得できるとする二分説に対する批判として、「右見解は基準が明確でないため、保険会社が任意に後者の保険と認めて解約払戻金を支払った場合、後に債務者(保険契約者)から保険会社相手に提起された保険金請求訴訟において、前者の保険であり、債権者代位権により行使できないと判断された場合、差押債権者による解約権行使が否定され、二重払いをさせられることとなる。仮に、当該保険契約が後者の保険であるとしても、債権者代位権の行使には債務者(保険契約者)の無資力が要件とされるところ、保険会社には、保険契約者の資力は容易に判明しない。そこで、やはり、後の保険契約者と保険会社間の保険金請求訴訟において、債権者代位権の行使が否定されて、保険契約者に対し、二重払いをさせられる危険がある。」とする。
- (注4) 倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」ほうむ31号(1992年1月、安田火災)6—7頁、10頁。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

この問題を考える場合の基本的な立場は、前掲、倉沢康一郎「解約払戻金請求権の法的性質と差押え」6—7頁で、倉沢教授の指摘するように、まずそもそも契約外の第三者にすぎない債権者による解約が可能なのか、可能であるとするならばどのような方法が考えられるのかという議論の組立が大事であろう。

本件の論理構造は、民事執行法155条の差押債権者の取立権に基づき債務者の形成権も当然行使できるという通説を前提に議論が出発しているので、保険契約における契約者の債権者の地位が十分に検討されているように思われる。しかし、それは、債権者の権利の迅速な実現というメリットを重視する本件判決ではむしろ当然のことなのかもしれない。事実本件判決は債権者の利害に合致するものだからである。しかし、重要なことは、当該保険契約において、保険契約者の債権者が、どういう地位に基づいて、どういう理由に基づいて保険契約上の利益から支払を受けうるのかということであり、その後に、それぞれの具体的契約の利害構造の分析を通じた利害調整をなし得る解決方法が探求されなくてはならないと思う。

また、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」安田火災ほうむ46号（1998年11月）125頁も倉沢教授の見解を引用し、同旨の立場に立つようである。つまり、「条件付きの権利を差し押さえた場合には、その条件が成就されなかりぎり差し押さえた債権を取得することができないことは当然とも考えられる。」とし、「形成権である解除権そのものの差押えはできないとされているのであるから、契約者の持っている解除権を債権者が行使することを認めるべき根拠は乏しいように思われ、このように条件が成就され、現実に債権が発生した時点をベースに考えざるをえないのではないかと思われる。」という。

- (注5) 債権者による解約権の行使は、保険契約者等の利害関係人に重大な影響を与えることがあり、例えば、糸川厚生「債権者代位権による生命保険解約・解約払戻金請求事件」生命保険文化研究所所報68号（1984年9月）185—186頁は、債権者代位権による解約権の行使に関する論稿の中で、「生命保険の代位権行使による解約は、債務者に相当苛酷な影響を与える可能性がある。倒産の事実は生涯における重大な事件であり、追いつめられた被保険者が自ら生命を絶つたり、そうでなくとも心労の結果突発的の疾病によりたおれることも再三経験する処である。このような場合、生命保険は締結

より1年以上経過していれば約款により仮に自殺の場合であっても死亡保険金は支払われるのであるが、解約された場合の解約払戻金額は一般には死亡保険金額に比較して少額でしかなく、このようなケースで債権者が解約払戻金によって受ける満足は債務者の苛酷な損失に比較し得ないばかりでなく、また本来債権者代位権が債権者の共同担保保全を目的としているにもかかわらず、他の債権者のための責任財産の保全にはほとんど役立たない結果を招く懸念が多い。この点、生命保険の中途解約は銀行定期預金の中途解約・繰上弁済などに比較しても債務者に与える影響ははるかに大きいといえる。」と指摘する。他にも、例えば、保険加入者が高齢者や病人である場合には、一度債権者によって保険契約が解約されると、再び保険保護を受けようとする場合に、契約締結ができない可能性もでてくる。

また、例えば、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号（1987年6月15日）9頁のように、解約払戻金の額に比べて、ほんのわずかな金額の債権を回収するために、保険契約者の債権者が解約権を行使することは権利濫用にあたるという説がある。前掲、糸川厚生「債権者代位権による生命保険解約・解約払戻金請求事件」185頁も同旨である。債権者の債権額と解約払戻金の金額のバランスが重要である。これに関しては、他に伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号（平成8年3月25日号）25頁参照。

- (注6) 解約権は、保険契約者の積立金に対する支配によって説明されうるが、例えば、大沢康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリスト753号106頁は、「買戻請求権は、保険契約者に認められた保険契約変更権の一種として位置づけられることができる。保険契約者の一方的行為により、契約を消滅させて解約払戻金債権を発生させるものである。保険契約存続中、責任準備金として積立てられている積立金は、未だどのような運命を辿るか定まっていない。その処分は保険契約に基づいていくつかの可能性の下に置かれている。死亡事故が発生すれば死亡保険金に充当され、満期になれば満期保険金に充当される。保険契約者は保険金受取人の指定変更権という形で、積立金の帰属について一定の権限を有している。また、この他払済保険への変更、満期の変更、保険金の減額、保険契約者貸付を受け得ること等、保険契約上保険契約者に認められている諸権利はすべて積立金

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

の運命に影響を及ぼすものであり、積立金に対する保険契約者の実質的支配権に基づくものである。・・・中略・・・この実質的支配権に基づく諸権利は当然ながら相互関連性を有しており、むしろ積立金に対する実質的支配権が保険契約上種々の形をとって現われたにすぎないと言える。買戻請求権もその一つである。」という。

- (注7) 例えば、前掲、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号26頁は、「立法政策としては、一定金額の限度内で解約払戻金請求権を差押禁止債権とすることに合理性が認められる」という。
- (注8) 前掲、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号22頁。
- (注9) 濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」石田満編『保険と担保』（1996年11月30日第1版第1刷、文真堂）271頁の実務の対応参照。
- (注10) 前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」125頁。
- (注11) 伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の行使」損害保険判例百選（第2版、1996年）195頁。
- (注12) 前掲、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」6頁参照。
- (注13) 介入権制度に関する先駆的な業績としては、大森忠夫「保険契約者の破産と受取人の介入権」大森忠夫・三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』133頁以下（昭和33年10月10日初版第1刷、有斐閣）を忘れることはできない。他には、例えば、糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」文研論集92号91頁（1990年）110—111頁は、介入権にふれ、「保険による将来の保障の必要性もまた指定受取人の主観的判断に任せる方が、保険の種類・目的により一律に解約権の一身専属性の基準尺度とするより具体的妥当性を確保しようとするので、立法論としては考慮の余地があるであろうと筆者は考える。」と評価される。

第6章 学説の検討

本章では、保険契約上の請求権に対する保険契約者の債権者の差押えの問題に関して、学説の状況の概観を試みることにする。

さて、それに当たっては順序を追って問題を整理していきたいと思う。

まずはじめに問題となるのは、そもそも解約払戻金請求権のような保険契約上の権利を差し押えることができるのかという一般論の検証である。なぜならば、生命保険契約上の権利は法律上差押禁止債権とはされていないが、生命保険契約は、一般的には、その本来の目的が遺族保障や契約者自らの老後の生活保障等であり、それは社会保険を補う機能をも持ち、このような生活保障を目的とする保険契約上の権利を保険契約者や保険金受取人の債権者が、自らの債権の満足のみを目的として、差押えをすることができるのかという議論があり得るからである。

この点に関しては、例えば、判決であれば、最高裁昭和45年2月27日第2小法廷判決（判例時報588号91頁）が一つの解答になるであろう。この事件では、保険事故発生後の具体化した保険金請求権は、国税、地方税の滞納処分の差押えの対象になるとする判決が下された（注1）。

学説でも一般に、生命保険契約上の権利が差押えの対象になることについて異論はないといえる。

例えば、西島教授は、「現行法には、生命保険債権についてその処分または差押を禁止する規定はない。生命保険契約は、加入者の老後の生活保障、または加入者の死後における遺族の生活保障のために利用されるのが通常であり、この場合に保険金が現実に保険金受取人の生活資金として利用されるようにするには、生命保険の保険金請求権を第三者が差押えをすることを禁止するなど、その処分・差押について制限を設けることが必要である。しかし、他面において、保険料を負担する保険契約者による処分の自由を認めることも必要であり、とくに保険契約者が資産運用ないし担保機能を目的として生命保険契約を利用することもみとめられるため、これらの場合には保険契約者の債権者の利益を保護するため、譲渡・質入または差押をみとめるほかはない。」（注2）とされる。

つまり、民事執行法152条やその他の法律によって、現行法上特に差押禁止とはされていないことを前提にすると、保険金請求権に対する差押えは一般に

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

可能であるという結論が肯定される。要するに、一般に保険契約上の権利には、死亡保険金請求権等様々なものがあるが、それらは財産的価値をもち、また政策的な差押禁止債権のように特別な規定がない限り、譲渡・質入等の処分や、差押えの対象になると解されている。

次に検討するのは、解約前の解約払戻金請求権の差押えは可能かという点である。

この点に関しては、まず、保険事故発生後の保険金請求権が、一般の金銭債権として、譲渡・質入等の対象となり、差押えの対象にもなることに異論はない（注3）（注4）。さらに、保険事故発生前の保険金請求権も、保険事故の発生という条件付きの権利、あるいは期待権ではあるが、その処分・差押えも可能と解されている（注5）。

本件で問題になっている解約払戻金請求権に関しては、保険契約者が解約条項によって任意に解約した場合には、その結果具体化した解約払戻金請求権が処分・差押えの対象になることが認められる。

問題となるのは、まさに本件におけるように、解約前の解約払戻金請求権の差押えの可否である。

一般に解約前の解約払戻金請求権も差押えの対象になると解されている。

それに関して、例えば、山下教授は、「一般に将来生ずべき債権や条件付債権についても、現在その権利を特定することができ、その近い将来における発生が相当の程度に期待できれば差押えの対象となるものとされ、・・・中略・・・解約払戻金請求権も、保険契約者の解約権の行使という条件にかかわる権利であるということではある。ただ、条件とはいっても債務者である保険契約者の解約権行使という意思表示という事実に係るのであるから、一般の条件とはいささか様相を異にする。もっとも・・・中略・・・解約前の解約払戻金請求権についても広い意味での将来債権として差押えをも認めることはできよう。」（注6）と説明する。

さらにこの問題に関して、保険契約の生活保障機能を強調して債権者による

差押えを制限する立場に対して、同教授は、端的に以下のように指摘する。つまり、「たしかに保険契約が生活保障に役立つことは当然であるが、生活保障に役立つのは保険契約に限られない。たとえば預金保険契約についても生活保障機能のあることは否定しえない。そして、保険契約による生活保障のみが債権者の利益に優先して保護されてよいという判断を導くだけの根拠は現行法の体系のなかには見出しえない。そうであるからこそ、保険事故の発生により具体化した保険金請求権は、通常のコネ債権として差押えが認められると判例・通説は考えているのである。そして解約前の解約払戻金請求権といえども、生活保障の保護ということだけから差押えや代位請求が排除されるものではないというのが具体的保険金請求権の差押えに関する前記判例・通説と調和する解決となろう。」(注7)と述べられる。

このように、保険契約者の債権者の保険契約上の権利の差押えは肯定されるし、従って、解約の前後に関わらず、解約払戻金請求権の差押えも可能なことがわかる。

以上のことを前提に、保険契約者の債権者が、差し押えた解約払戻金請求権から満足を得るために、自ら保険契約の解約権を行使することができるのか、さらに、どのような方法でそれが可能なのかという本稿の問題提起に関する議論を概観したい。

なぜならば、一般に約款上の解約条項では保険契約の任意解約権を有するのは保険契約者のみであり、現在有効に存在している保険契約について、保険契約者が、債権者への弁済のために、任意に協力して解約権を行使することは想定しづらいし、解約権等の形成権は差押えの対象にもならないと解されているので(注8)、保険契約者の債権者がどのような方法で解約権を行使しうるのがまさに問題になるからである。

保険契約の当事者でないという理由で保険契約に最も深い利害関係を持つ保険金受取人でさえ解約権を有しないにもかかわらず、どのような理由から、あ

るいはどのような方法で、契約外の第三者にすぎない保険契約者の債権者が、自らの債権の満足のためだけに、現に全く有効に存在している保険契約を解消するために債務者の解約権を行使できるのであろうか。

この点に関しては、以下のような学説がみられる。

(1)大森教授は、「保険契約者が解約をなして解約払戻金を請求しうる権利を事前に処分することも可能であり、この場合は、特別の事情がない限り、解約権をも同時に処分したものと解すべきである。」とし「かかる権利は保険契約者の債権者からする差押の対象となりえ、その差押があったときは、解約権も同時にその対象となるものと解すべきである。」(注9)と主張される。

しかし、この説は形成権の差押えが認められないということから発想されたものであろうが、現在支持されていない。たとえば、山下教授は、「解約権のみの単独の差押えは不可能であるが、解約払戻金請求権の差押えは当然に解約権の差押えを含むべきと主張する。しかし、このような構成は民事執行法の解釈論としては無理であると思われる。」(注10)(注11)と批判される(注12)(注13)。

この(1)の議論は、解約払戻金請求権を差し押えるだけではなく、解約権をも何らかの形で別途差し押えるべきかという議論が前提として存在することに特徴があるといえる。

(2)債権者による解約に批判的なものとして、倉沢教授は、以下のように問題提起をする。すなわち「生命保険契約にもとづく権利が原則的に差押えの対象になりうるものだといっても、いったい保険事故発生前の途中解約による払戻金の請求権がそこでいう『保険契約上の権利』にあたるのか、さらに、契約にとっては第三者である差押え債権者が保険契約を解約することができるのか、といった点は・・・中略・・・、あらためて問題にならざるをえない。」(注14)といい、解約払戻金請求権がそもそも保険契約上の権利に当たるのかという点で疑念を示されている。

さらに続けて、解約払戻金請求権の差押えを許しておきながら、解約権を行使できないとするならば、差押えの実効性が失われるという批判に対して、そ

もそも債権者が差し押えたのは期待権なのであるから、解約権の行使ができないからといって、それは当初の前提通りであるという趣旨を述べ、問題はそもそも契約外の第三者である債権者が保険契約を解約することができるのかの問題だという。いわく、「たしかに、解約払戻金請求権の差押えが許されるということ的前提とすれば、差押債権者に解約権の行使を認めないかぎり、その取立権の実効性は失われることになる。しかし、論理の順序としては、第三者である債権者に解約権の行使を認めるべきか否かの点が先決問題であるのではないか。というのは、解約払戻金請求権は解約を条件とする条件付権利すなわち期待権なのであるから、それを差し押えたとすれば、それは期待権そのものとしてであって、差押債権者の取立権行使の対象もまた期待権それ自体であるはずである。そこで、もし条件を成就させる権利の行使を認めなければ差押えの実効性が失われることになる」とすれば、そもそもそのような期待権の差押えを許すことの適否が問題になるはずだからである。結局、差押債権者に解約権の行使を認めるということは、条件付権利として存在するものにつき、これを条件成就後の権利として差し押えることを許すことにほかならないが、もしそれが『保険契約』上の条件付権利であるとすれば、それを条件成就後の権利として差し押えることを許すということには、筆者は大きな疑問を感じる。」と指摘する(注15)。

さらに、「期待権を差し押えてその取立権をえた者は、その期待権そのものにつき取立権を行使するのが本来であろう。ところが、解約前の条件付解約払戻金請求権は、それ自体が独立の権利であるのではなくて、保険契約上の権利に付加された特殊の権利であり・・・中略・・・、保険契約上の権利とはなれて第三者に帰属するということはありえないものである(だからこそ、差押債権者による取立権行使を認めようとすれば、解約後の具体的な解約払戻金請求権としてこれを認めるほかなかったのである)。解約権は、解約払戻金請求権の側からこれをみれば、条件を成就させる事実すぎない。しかしながら、保険契約者の側からこれをみれば、保険契約上の権利のすべてを将来に向かって

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

消滅させる形成権である。そして、その権利の中で主たるものは、差押えの対象ではない条件付保険金請求権なのである。解約払戻金請求権を差し押えた債権者が、その取立権に基づいて保険契約上の権利のすべてを消滅させようものとするには、理由も妥当性もないように、筆者には思える。」(注16)とし、債権者による解約権行使を批判される。

以上のように、倉沢教授は、少なくとも、債権者による取立権に基づく解約権行使に関しては、かなり否定的なスタンスを取っているようである。それも、解約権行使自体に疑問を呈する点に特徴があろう。同氏の指摘は適切であり、債権者は解約前の解約払戻金請求権を差し押えることが出来るから、取立権に基づき解約できるということではなく、そもそも保険契約者の債権者が債務者の解約権を行使できるのかということが問題なのだとの指摘に賛成したい。

(3)山下教授は、差押債権者が取立権に基づいて解約権を行使する方法に関して、「もっとも簡明で差押債権者にとっては有利な方法であるが、民事執行に関する一般論との関係では問題が残る。すなわち、民事執行法制定前の学説によれば、取立命令を得た差押債権者は解除権・取消権の行使が可能であるという学説が有力であるとはいえ、相当に慎重に考えられていたように見える。」というが、「そうだからといって一律に取立権に基づく形成権の行使はできないということもいかがであろうか。」といい、「要は、差し押さえ債権者の側の必要性と債務者の側の意思の尊重の必要性との比較衡量の問題ではあるまいか。」と指摘される。

さらに解約前の解約払戻金請求権差押えに特有の事情として、「差押債権者による解約権の行使を認めなければ解約払戻金請求権の差押えを認める意味はほとんどなくなるという点」をあげる。そして、「というのも、・・・中略・・・解約払戻金請求権は満期の到来により雲散霧消してしまう権利であり、・・・中略・・・解約払戻金について差押えを排除する実質的理由がなく、この差押えを有意義なものとするためには具体化する手段を差押債権者に認めざるを得ない。」という理由をあげる。

他方の解約される保険契約の保険契約者等の利益に関しては、「解約されることにより保険事故発生の場合の保険金請求権を喪失することにより、場合によってはきわめて大きな不利益を被る可能性があることは否定し得ない。」とし、「考慮しなければならないのは、年齢制限などからいったん解約されると、もはや保険契約を締結することができなくなるという不利益や、保険事故（とくに死亡）が遠くない将来に発生しそうであるのに高額な保険金請求権の取得の可能性を奪われるという不利益であろう。このような不利益が発生するのに、少額の債権に基づいて差押えをなし、契約を解約してしまうことを認めるのは妥当であるとはいえない。」とその弊害を正しく指摘する。

ここで同氏は独特な主張をされる。それは、契約者貸付の重要性を指摘する点であるが、同氏は、「保険契約者としては、解約払戻金請求権の差押えを受けることになりそうな場合にはこの契約者貸付を受けて、これを弁済に充てることにより保険契約を存続させつつ、差押えを回避することができる。」という指摘をする。と同時に、契約者貸付の貸付金額の限度や利息の高さ等も同時に留意すべきとその問題点をも指摘するのである。

以上を総合して、「保険契約者には契約者貸付により差押えを回避する手段が与えられているのである以上、保険契約者の債権者は原則として取立権に基づき保険契約を解約することを認めるべきである。しかし、保険契約者が契約者貸付を受けてこれを差押債権者に対する債務の弁済に充てる場合には、もはや残り一割の解約払戻金請求権を目的として差押債権者が解約権を行使することは原則として権利の濫用として排斥される。ただし、保険契約が高額で、残る解約払戻金の額が差押債権の額との関係では少ないとはいえないような場合には解約も許されるべきであろう。また、契約者貸付とは関係なく、差押債権の額に比して解約払戻金の額がきわめて小さく解約をしても差押債権の満足にはほとんど役に立たないような場合にも解約は権利濫用として認められないというべきであろう。」と結論される（注17）。

契約者貸付制度をポイントに巧みに当事者の利害調整をはかろうとするが、

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

そのようなやり方は、同氏自身も指摘するように、基準の明確性に欠けるきらいがある。また、ほぼ解約払戻金に相当する契約者貸付金の債権者への支払により、保険契約者等を債権者の差押えから解放するアイディアは、ドイツの介入権の制度に類似しているといえ、現行法の制度を利用して、介入権制度と類似の効果をしようとしているところに特徴があろう。しかし、契約者貸付制度を利用できるのは保険契約者のみであるため、保険金受取人等、他の保険契約の利害関係人が関与し得ない点で、介入権制度に劣るものであろう。

また、同氏は、債権者代位による解約権の代位行使に関して、「債権者代位権の行使には無資力要件を要する。差押えがなされるような債務者については無資力要件が満たされるのが通常であろうが、方法としてはやや迂回的であるという印象を否めない。差押債務者の保護に値する利益が十分に考慮されている限りでは、端的に取立権に基づく形成権の行使を認めてよいのではあるまいか。」(注18)と指摘され、債権者代位権による方法には否定的である。

ここまでは主に商法の研究者の見解を紹介した。ここから以降は、民事執行法155条との関係で、差押債権者が保険契約者である債務者の解約払戻金請求権を差し押え、その取立権に基づいて解約することができるのかという議論が中心である。

つまり、(1)～(3)までの議論と異なり、民事執行法上の議論にスタンスが置かれている点が、これまでと異なる。それに伴い、その論者も、民事訴訟法・民事執行法の研究者が中心になっている。

(4)この問題に関する通説的な見解としては、「差し押さえ債権者は、自己の名で、被差押債権の取立てに必要なあらゆる裁判上および裁判外の行為をなすことができる。履行の催告、担保権の実行などができることは問題がない。選択権、解除権、取消権など執行債務者の有する形成権の行使も認める」というものである(注19)(注20)(注21)。そして、このような通説の見解に立って、解約払戻金請求権の差押債権者は、形成権である保険契約者の解約権を行使することが出来ると理解されてきた。

(5)このような通説の見解に対して、上原教授は、「差押えによっても被差押債権をめぐる法律関係の主体としての執行債務者の地位には基本的に変更がないこととの関係で問題が残る。」と疑問を呈しつつも、保険契約の解約権の問題に関しては、「解除権の行使により発生する条件付権利を差し押さえた場合のように、形成権の行使が迅速かつ効果的な執行のために必要なときには、取立ての一環として差押債権者が形成権を行使することを認めざるをえない。たとえば、保険契約上の解約払戻金支払請求権を差し押さえた債権者は、取立てのため保険契約の解約権を行使することができる。」(注22)と主張し、結果的に通説と同じ結論を採用している。

(6)通説に批判的であるのは伊藤教授である。同氏は、差押債権者が、取立目的で選択権、解除権、取消権等の形成権を行使できるという通説、判例に対して、「学説の中では、形成権を一律に扱うことについての疑問が存在」するとし、定期預金契約の差押債権者による解約を消極に解する等の事例をあげ、それらの「下級審裁判例や学説の基礎には、契約関係から付随的に派生する権利が差し押さえられたときに、差押債権者がその契約関係そのものを解除することは、債務者に対して差押えの効果を越えた重大な不利益を与えることになるので許されないという考え方が存在する。このような考え方は、同じく条件付権利に対する差押えである解約払戻金請求権の場合についても、それが保険契約に付随する権利に過ぎず、かつ、解約によって債務者に重大な不利益が生じるという意味で妥当するものと思われる。債権者と債務者との間の実質的公平から考えても、条件付権利を差し押さえたにすぎない債権者にあたかも無条件の権利を差し押さえたのと同様の利益を与える必要はないものと思われる。」という認識を前提に議論をされる(注23)。

そして、「解約の対象となる法律関係からみた場合に、差押えの対象たる権利が付随的権利であり、かつ、解約によって当該法律関係によって実現を予定される重大な法律上の利益が失われるときには、差押債権者の取立権能には、解約権が含まれないという結論に達する。そして、解約払戻請求権に対する差

し押さえ債権者による保険契約の解約は、この基準に照らした場合、許されるべきものではない。」と通説に対して否定的な見解を展開する。そしてこのような差押債権者の取立権に基づく解約権の行使に消極的な解釈は、差押えの実効性を失わせるものだという批判に対しては、「債権者は、債権者代位の方法によって債務者の無資力という要件のもとで解約権を行使し、解約払戻金の支払を受けられるのであるから、差押えの実効性が失われるとはいえない。」と反論する。そして、「解約払戻金請求権が付随的権利であり、かつ、解約によって保険契約の失効という重大な不利益が発生することを考えれば、債務者が無資力の場合のみに債権者の解約権行使を認める考え方に合理性が認められる。」とし、債権者代位権の利用を主張される（注24）（注25）。

以上のように、同氏は、債権者による保険契約者の解約権の行使に関しては、「条件付権利としての解約払戻金請求権を差し押さえることは可能であるが、差押債権者は、差押命令に基づく取立権の効果として、保険契約の解約権を行使することはできない。差押債権者は、差押えとは別に債権者代位権に基づいて、解約権を行使して、解約払戻金請求権を無条件の権利としたうえでなければ、保険会社に対して払戻金の支払を請求することは認められない。」（注26）という通説・判例と異なる立場をとる。

(7)この説の基本的な考え方の特徴は、解約払戻金請求権を「差し押えることができるからといって、差押債権者の権利として、当然右解約権を行使することにはならない。」として、「この関係は、脱退自由な社員権（社員の持分）を差し押えた場合の社員の脱退請求の制度が参考になる」という点にある（注27）。

そして、差押債権者の脱退請求権に関しては、「商法九〇条においては、社員（合名会社一合資会社も同じ（商法一四七条参照））の出資持分の差押は、当該社員が将来受けるべき利益の配当請求権（ただし、その取立または転付ができるのは、その利益金の配当請求権が具体化したときである）および持分の払戻請求権にその効力が及ぶのであるが、その権利を具体化するため、差押債

権者は、営業年度の終りにおいて、当該債務者である右社員を脱退させることができる（ただし、同脱退の予告を六ヶ月前に、会社およびその他の社員にしておかなければならない（商法九一条））ものとされている」と説明する（注28）。

つまり、本稿で問題としている差押債権者による保険契約の解約権の行使との関係では、商法91条は、合名会社の社員の持分差押債権者による強制退社請求権を特に明文で規定しているが、保険契約者の債権者による解約の場合には、そのような特別な明文規定はないので、保険契約の解除、解約は、「解除権の差押による権利行使によるものでもなく、また、解約払戻金支払請求権の差押をした差押債権者としての当然の権利行使でもなく、まさに債権者代位権による手続によるべきものと解するのである」という債権者代位権を支持する考え方があり（注29）。

(8)保険契約者の債権者が取立権に基づき保険契約者の解約権を行使できるかという問題に関して、実務の立場から以下のような見解が主張されている。すなわち、「条件付の権利を差し押さえた場合には、その条件が成就されないかぎり差し押さえた債権を取得することができないことは当然とも考えられる。」ということ为前提に、「形成権である解除権そのものの差押えはできないとされているのであるから、契約者の持っている解除権を債権者が行使することを認めるべき根拠は乏しいように思われ、このように条件が成就され、現実に債権が発生した時点をベースに考えざるをえないのではないかと思われる。」（注30）という。さらに、「債権者の債権保全手段として質権設定、差押え、債権者代位の行使の各方法があり、それぞれ長所、短所があるのだから、ある一つの方法を選択した債権者はその方法の難点には甘んじなければ仕方がないといえないだろうか。差押えの方法を選択した債権者としては差し押さえることによって少なくともそれ以後に出現するかもしれない債権者に対しては優先権を確保できるのである。なお、債権者として早期に債権を回収しようと思えば、保険契約者である債務者に解約請求させて、取り立てることもできる。債務者が行方不明等の場合でこのようにできないときは、債権者として無資力要件等

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

を立証すれば後述する債権者代位権を行使することもできるのであるから、このように考えることはあながち不当とはいえないと思う。」（注31）と述べ、少なくとも差押債権者が取立権により債務者の保険契約を解約するということには消極的な見解のように思われる（注32）。

以上が、保険契約者の債権者の解約権の行使に関する主な学説である。

簡単に整理してみると、通説は、保険契約者の債権者が保険契約者の解約権を行使する方法として、差押えに基づく取立権による方法は可能であるとしている。また、前章までの判決の検討でも概観したように、債権者代位権による解約権の代位行使の方法も可能であるとされている。そして、これらのいずれかの見解を支持する者が大勢であろう。例えば、(3)の山下教授は、債権者代位権という迂遠な方法よりも、取立権による解約を支持される。

一方、このような通説に対して批判的な見解が少数ながら主張されている。

(2)の倉沢教授は、そもそも債権者は条件付の権利を差し押えたのだということをも理由に、取立権に基づく解約権の行使に懐疑的である。本来、論理的な順序として、まず、債権者が解約権を行使できるのかということの問題とすべきという示唆に富んだ指摘をされる。(8)の実務からのアプローチは、この考え方に近いように思う。また、(6)の伊藤教授は、取立権に基づく解約を否定され、債権者代位権による解約によるべしという立場を支持されるようである。

注記

（注1） 鴻常夫「生命保険金に対する差押」生命保険判例百選（増補版、1988年）22頁。他には、大阪地裁昭和59年5月18日判決（判例時報1136号146頁）がある。

（注2） 西島梅治・『保険法〔新版〕』（1991年12月20日初版第2刷、悠々社）375頁。同旨のものとして、例えば、大森忠夫・『保険法』（昭和61年10月25日補訂版初版第3刷）304頁、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」ほうむ31号（1992年1月、安田火災）3—4頁。

一方、立法論として、保険契約上の請求権の差押えの制限の可能性を論

じる者もある。例えば、石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕』（1997年4月21日改訂版第1刷、青林書院）315頁は、「生命保険契約に基づく保険債権は財産法上の権利であり、したがって法によって禁止されていない以上は一般の財産法上の権利と同じく処分の対象となり、また債権者の差押えの対象となる。しかし、生命保険の制度は、いわば社会保障を補充するものとして保険契約者自身の老後やこの被扶養者の生活の配慮のために利用されるのであり、保険債権を一般の財産法上の権利とまったく同一視できるかは検討の余地がある。立法政策の問題である。ただ、今日では生命保険制度も多様な目的をもっており、たとえば信用生命保険契約のように担保的に利用されることを考慮するならば、保険債権の処分・差押えをすべて否定することは妥当でない。」とされる。

また、前掲、鴻常夫「生命保険金に対する差押」23頁は、具体化した保険金請求権が保険金受取人の債権者の差押えの対象になるということを前提として、「生命保険契約上の権利の処分および差押については、生命保険制度の趣旨にかんがみ、政策的に特別の制度をみとめるべきかどうかは、立法政策上は問題になりうることである。けだし、生命保険契約は、保険契約者自身の老後やその被扶養者などのための配慮として利用されることが多いからである。現に各種の社会保険制度等において、保険金請求権の処分や差押が禁止・制限されているのは、その趣旨に出るものである。」といい、立法政策による保険契約者等の保護の可能性を示唆されている。しかし、「わが国における生命保険制度の利用の現状に鑑みるときは、現段階における立法論としても、具体化した生命保険金請求権の譲渡および差押を禁止することは、必ずしも当をえていないように思う。」と否定的に評価される。

（注3） 生命保険契約に関して、例えば、前掲、大森・基本書305頁は、「保険事故が発生して具体化した受取人の保険金請求権が、通常金銭債権として、譲渡・質入などの処分の対象となり、また差押の対象となりうることはもちろんである。しかもこの場合、他人の死亡を保険事故とする保険の場合でも、被保険者の同意を必要としないことはいうまでもない。」とする。

また、前掲、石田・基本書317—318頁は、保険事故発生後の保険債権について、「保険事故が発生した後に具体的になった保険金受取人の保険債権については、通常債権と同じく、保険金受取人は自由にこれを譲渡した

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

り質入れすることができる。ただ、具体化した保険債権は、金銭債権に変わった以上、一般に保険債権自体の譲渡・質入れが問題になるのではなく、保険事故発生前に保険債権を譲渡したり質入れをした場合に、具体化した保険債権についても効力が及ぶということである。また、保険金受取人の債権者は、具体化した保険債権を差し押えることもできる。」という。

同旨のものとして、前掲、西島・基本書376頁、大沢康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリスト753号109頁、濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」石田満編『保険と担保』（1996年11月30日第1版第1刷、文眞堂）260頁。

- (注4) 他の説と異なり、注意すべきものとして以下がある。青谷和夫『生命保険契約法』（昭和40年4月1日第3刷、有信堂）382頁は、「生命保険契約によって生じた保険契約者の権利は全体としてはこれを差し押えることができないものと解する。けだし、保険契約者の有する指定変更権のごときは、その死亡によって消滅し（商法第六七五条）、保険契約者の一身専属権とみとめられるものであるから、このような権利については他人の差押が認められないからである。」と述べる。保険契約者の権利が一身専属権と認められる場合に、差押えができないことを示していると思われる。しかし続けて、「しかし、保険契約者の解約払戻金請求権が現に発生しておれば、その債権はこれを差し押えることができる。・・・中略・・・なお、債権者は将来において解約払戻金を受け取るべき権利を差し押えることができるかどうかについては、純然たる将来の債権は差押をゆるさないが、条件付または期限付の権利のごときはその差押を認めてよい。また、債権者は民法第四二二条の規定により保険契約者の約款上有する解除権を代位行使し、これによって解約払戻金請求権を発生せしめることができる。」という立場であり、結論は以下に述べる通説と同じ立場になる。

- (注5) 以下は、生命保険契約に関する学説である。

前掲、大森・基本書305頁は、「保険事故発生前における保険金請求権は、いわば条件附ないし期限附権利であるが、その故にこれを処分しえないとする理由はない（民法一二九条参照）。商法六七四条二項三項はその処分の可能性を前提としている。同様にまたこれが差押の対象となりうることも当然である。」という。また、自己のためにする保険の場合には、「同じくかかる権利が保険契約者の債権者からする差押の対象となりうることも当

然である。他人の死亡を保険事故とする保険の場合には、差し押さえ自体には被保険者の同意を必要としなが転付命令については被保険者の同意を要するものと解すべきであろう。」とする。

また、前掲、石田・基本書316—317頁は、「保険事故発生前の保険債権であってもこれを処分または差押えの対象とすることを否定する理由はない。商法は、その処分の可能性を前提として、他人の生命の保険契約の場合被保険者の同意が必要である旨を規定している（商法六七四条二項）。差押えについても同様にこれを認める趣旨と解される。」という。そして、自己のためにする保険の場合には、「保険契約者が有する保険債権を譲渡または質入れをすることができるのは当然である。」とし、「他人の生命の保険契約の場合には、保険債権の譲渡・質入れには被保険者の同意が必要である（商六七四条二項）。差押えだけでは保険契約に基づく法律関係の変動を生じないから同意は必要でない。転付命令の対象となるか否かは問題である（民執159条）。すなわち反対給付にかかっている債権は券面額をもたないからである。しかし、保険料払済となっている場合の保険債権とか解約払戻債権については転付命令が可能であり被保険者の同意が必要となる。」とする。他人のためにする保険に関しては、「保険契約者に保険金受取人の変更権が留保されている場合に、保険金受取人が保険者に対して有する権利も権利性としては希薄である。」との保険金受取人の地位の不安定性と、さらに「保険債権の譲受人の地位も不安定であるが、その譲渡性を否定する根拠はない。また、保険金受取人の債権者は、この保険債権について、差押えをすることができる。ただ、保険契約者は保険債権をもたないから保険契約者の債権者はこれを差し押さえることはできない。」という。

同旨のものとして、前掲、西島・基本書376頁、前掲、濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」259頁等がある。

- (注6) 山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情1157号（1987年6月15日）7頁。
- (注7) 前掲、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」6—7頁。
- (注8) 糸川厚生「保険金受取人の権利の差押」『生命保険の法律問題』（金融・商事判例986号）98—99頁、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」安田火災ほうむ46号（1998年11月）125頁、保険実務研究会編『Q & A 生命

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

『保険損害保険をめぐる法律と税務』（平成9年5月8日初版第2刷、新日本法規）108頁（森恵一筆）。

（注9） 前掲、大森・基本書307頁。

（注10） 前掲、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」11頁注(9)。

他に大森説を批判するものとしては、例えば、浦野雄幸・「民事執行関係判例回顧（昭和59年）（4・完）」NBL319号（1984年12月、商事法務研究会）33頁は、「旧法当時の解釈であるが、上記解約払戻金支払請求権の差押とは別に解約権自体を差し押え、これについて行使命令（民訴法旧六二五一条一項・六〇〇条）を得ることを要するが、解約払戻金支払請求権の差押は右解約権の差し押えを包含し、解約払戻金支払請求権についての取立命令は解約権についての行使命令を包含するものと解して妨げないとする考え方」について、「解約権は形成権であり、それ自体は独立して換価できる財産権ではないからこれを差し押えてこれを取立命令により行使するとするのは相当でない。」と批判する。

（注11） 前掲、石田基本書318頁によれば、石田教授は、「解約により具体化した払戻金債権については、保険契約者は自由に譲渡し質入れすることができるし、またその債権者は差押えをすることができる。まだ具体化していない解約払戻金債権についてもこれを譲渡し質入れすることもできるし、また債権者は差押えをすることができる。この場合には、譲受人、質権者および債権者にとっては、解約権（買戻請求権）も同時に譲受、質権および差押えの対象となっているものと解される。」と述べ、上述(1)の大森教授の説と同旨であるようである。

これに対して、例えば、前掲、大沢康孝「積立金に対する保険契約者の権利」107頁は、「保険契約自体についての権利（買戻請求権）と保険契約に基づいて発生する権利（解約払戻金債権）は区別して考えるべきものであり、後者の処分が当然に前者の処分を含むと解することは妥当ではない。」と批判する。

さらに、解約権のみの譲渡が意味がない理由として、前掲、大沢康孝「積立金に対する保険契約者の権利」106—107頁は、「解約権のみの譲渡も認められない。しかし買戻請求権の行使の結果具体化すべき払戻金債権と共にすれば譲渡・差押等の処分が可能であると解されており、更に進んで、

払戻金債権の処分は当然に買戻請求権の処分をも含むとする見解が有力である。」といい、しかし、「買戻請求権が保険契約者の積立金に対する実質的支配権の一つの現れであるとすれば、実質的支配権に基づく他の諸権利と共に一括して譲渡するならともかく、買戻請求権のみを切離して譲渡できると解することは問題である。実際上も買戻請求権を譲渡しても、保険契約者は他の権利、たとえば貸付請求権は失わないとすれば、譲渡はあまり意味のないことになる。」「従って、買戻請求権行使の結果生ずる解約払戻金債権については譲渡等の処分はできても、買戻請求権自体は保険契約者たる資格で有する他の諸権利と一括してでなければその処分を認めるべきではないと考える。」と指摘する。

(注12) (1)と同旨ともよめる議論がある。前掲、石田・基本書318頁注(1)で、石田教授は田辺教授の著作の記述に関して以下のように指摘している。つまり、「田辺・二〇〇頁は(田辺康平『新版保険法』(昭和51年、ミネルバ書房)の記述・筆者注)、譲受人または債権者は、解約権をも同時に譲受けまた質取りし、かつ對抗要件を備えておくことが実際に必要であり、差押えについても同様である、と説かれている。たんに解約払戻金債権の對抗要件をとっておくだけでは十分ではない、という趣旨なのか明らかではないが、解約払戻金債権は解約権と一体となって意味をもつのであるから解約払戻金債権に対する對抗要件で十分であると解する。」と述べられる。

(注13) ちなみに、他の田辺教授の記述では、田辺康平『現代保険法』(昭和62年4月30日、初版第2刷、文眞堂)292頁が、「この解約による解約払戻金請求権は、保険事故発生により具体化する権利ではないので、他人の死亡保険の場合でも、被保険者の同意を要せずに、保険契約者は、これを譲渡または質入れすることができる。なお、解約払戻金請求権が譲渡または質入れされた場合には、解約権も同時にその処分に従うものと解すべきである。」といい、差押えに関しては、「保険契約者の債権者が解約払戻金請求権を解約権と共に差し押さえることができるのは当然であり、被保険者の同意を要しないことも、右と同様である。」と述べ、解約払戻金請求権と解約権を共に差押えることができるというのは、それぞれ別に対抗要件を備えて、差押える必要があるのかという点で必ずしも明らかではない。

(注14) 以上の記述は、前掲、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」4頁による。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

(注15) 以上の記述は、前掲、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」6頁による。

(注16) 以上の記述は、前掲、倉沢康一郎「解約払戻請求権の法的性質と差押え」9頁による。

(注17) ここまでの全ての記述は、前掲、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」8—9頁による。

(注18) この記述は、前掲、山下友信「保険契約の解約払戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」9頁による。

(注19) 浦野雄幸編『基本法コンメンタール民事執行法（第3版）』（1997年8月10日第3版第1刷、日本評論社）（上原敏夫筆）370頁による。

同旨のものとして、他に、中野貞一郎『民事執行法』（新訂3版）（1998年10月30日新訂3版第1刷、現代法律学全集23、青林書院）571頁、竹田稔『民事執行の実務Ⅱ動産執行・債権執行、船舶・航空機・自動車執行編』（1981年10月15日初版、酒井書店）446頁、香川保一監修『注釈民事執行法 第6巻 債権執行143条～166条』（平成7年3月20日第1刷発行、社団法人金融財政事情研究会）453、456頁、竹下守夫＝鈴木正裕編・『民事執行法の基本構造』（昭和56年5月1日初版第1刷、御茶の水書房）（山口繁筆）449頁、浦野雄幸『条解民事執行法』（昭和60年11月22日初版第1刷、商事法務研究会）664頁がある。

例えば、前掲、中野貞一郎『民事執行法』546頁注(1)(d)で、中野教授は、「事故発生を条件とする保険金請求権および解約を条件とする払戻金請求権も、それぞれ被差押適格をもつ。」ということを前提として、前出(1)の大森説を批判しつつ、「前者の差押えが当然に後者の差押えを包含するとの見解・・・中略・・・は正当でないが、両者の内容利益は共通するので、双方を差し押さえるのが実際のといえよう。解約払戻金請求権を差し押さえた債権者は、その取立権を行使して、代位を要せずに、解約できるし・・・中略・・・、受取人の指定が撤回権留保付である場合の保険金請求権を差し押さえた債権者も、撤回権を行使して、他人のためにする保険を契約者たる債務者自身のための保険とすることができる。」と主張する。

(注20) 兼子一『増補強制執行法』（1965年4月5日再増補第21版、酒井書店）207—209頁によれば、改正前の旧法民事訴訟法六〇〇条の取立命令の場合にも、同様の解釈で、取立命令は、「差押債権者に、差押えた債権の目的である給

付を第三債務者から取立てる権能を授権する移付命令である。差押により國家が徴収した處分権を、競賣の場合のように自ら行使せずに、債権者に委せるもので、一般に債権者が債務者の権利を行使できるのは民法上代位権の認められる場合に限られるが（民四二三條）、この授権によってその要件及び手續に従わずに、取立ができるようになるのである（民訴六〇〇條一項）。とされ、債権者の地位に関しては、「債権者は自己の名を以てその債権の取立に必要な債務者の有する権利を行使できる。履行の催告権、選擇権、解除権、取消権等を行使し又擔保権を實行できる。これに反し、取立の目的以外の行爲はできない。例えば、債務を免除し、猶豫を與え、債権を譲渡するが如し。」とし、第三債務者の地位に関しては、「債権者の取立に對し、債務者に對して有するあらゆる異議・抗辯を以て對抗できる。」という。中務俊昌「取立命令と轉付命令」民事訴訟法講座第4巻（昭和30年11月30日初版第1刷、有斐閣）1184頁も同旨である。従って旧法においても新法においても、この点の解釈に変更はないようである。

- (注21) 宮脇幸彦・鈴木忠一・三ヶ月章編『注解強制執行法(2)』（昭和51年2月25日、第一法規）（稲葉威雄筆）353頁は、「解除権・取消権の行使には疑問がある。」とされ、同353—354頁の注③では、「取消されることによって債権が消滅するような場合には取消権の行使はもちろん許されないし、取消・解除によって発生する条件付権利を差押えたときについては、このことにより当然に解除権・取消権を行使できることにはならない。ただ定期預金債権を差押え、取立命令を得たときに満期前に解約するようなことについては、これを認める余地があろう。」という。
- (注22) 前掲、浦野雄幸編『基本法コンメンタール民事執行法（第3版）』370頁。
- (注23) 以上の記述は、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の行使」損害保険判例百選（第2版、1996年）195頁による。
- (注24) 以上の記述は、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号（平成8年3月25日号）25頁による。
- (注25) 前掲、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」26頁によれば、生活保障目的の保険に関してはその解約権は一身専属権であるとして解約権の行使を制限する、いわゆる二分説に基づく債権者代位権による解約権の行使を認める判決を批判しつつ、「保険の経済目的のいかんを問わず、前約権の一身専属性は否定されるべきである」と主張し、その理由

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

として、第1に、「債務者が無資力の状態にあり、前約払戻金請求権が責任財産の重要な一部を構成しているにもかかわらず、解約払戻金請求権の代位行使を否定するのは、結局は解約払戻金請求権を差押禁止とするのと変わらない結果を生み出すからである。」とし、第2に、「債務者が無資力に陥っているにもかかわらず、解約権を行使せず、これを放置すれば、自動振替や契約者貸付が行なわれることによって、解約払戻金請求権が消滅し、あるいは貸付の金利負担によってさらに財産状態が悪化することすら予想される。」ということあげる。

- (注26) 以上の記述は、前掲、伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」22頁による。
- (注27) この記述は、前掲、浦野雄幸・「民事執行関係判例回顧（昭和59年）（4・完）」NBL319号33頁による。
- (注28) この記述は、前掲、浦野雄幸・「民事執行関係判例回顧（昭和59年）（4・完）」NBL319号33頁による。服部榮三・星川長七編『基本法コンメンタール〔第五版〕会社法1』（1994年11月10日、日本評論社）68—69頁（小山賢一筆）参照。
- (注29) この記述は、前掲、浦野雄幸・「民事執行関係判例回顧（昭和59年）（4・完）」NBL319号33—34頁による。前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」123頁、前掲、中野貞一郎『民事執行法』614頁参照。
- (注30) 以上の記述は、前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」125頁による。
- (注31) 以上の記述は、前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」125頁による。
- (注32) 香川保一監修『注釈民事執行法 第6巻 債権執行143条～166条』（平成7年3月20日第1刷発行、社団法人金融財政事情研究会）134頁によれば、差押えがなされたとしても、債務者は、保険契約を解約する権限を制限されることはない。債務者は自ら、保険契約の差押え後であっても解約することができるという。

第7章 おわりに

ここまで述べてきたように、解約払戻金請求権の差押えの問題を含めて、より広くいえば、保険契約上の請求権の差押えをめぐるは、様々な議論がなされているが、実務ではどのような対応がなされているのであろうか。

まず、本稿が問題としている解約払戻金請求権の差押えの事例がレアケースではなくて、日常起こりうる事例であることは、例えば、以下のような話に接するとよくわかる。

それは、「積立型の傷害保険は解約返れい金も巨額となるケースが多いため、債権者はそれに注目して債権確保のために裁判所に解約返れい金請求権を差し押さえる旨の申し立てを行い、第三債務者である保険会社に差押命令が送達されるケースが生じている。また、国税の滞納処分等で税務署から差押通知書が届くケースも少なからず存在する。一般に、これらの差し押さえは満期返れい金請求権等の請求権も併せて差し押さえており、弁済期の到来したものから順に債権額に充てるまでの額を差押債権としている。」(注1) というのである。

このような、保険契約上の解約払戻金請求権等は、今日において保険契約者の債権者等の関心を強く引きつけるものであり、当然のごとく国税もそのような価値を見逃すはずもない。

国税滞納に伴って行われる税務当局による解約払戻金差押えと某生命保険会社の実務上の対応は次のように紹介されている。それは、「差押えの通知を受理した保険者は当該保険契約の保険契約者にその旨を通知し、保険契約者の任意の解約をうながす。保険契約者が自ら解約した場合は、解約払戻金請求権が具体化することから、保険者は、解約払戻金額を差押債権者に弁済する。この場合、解約払戻金額が差し押さえ債権額を上回るときでも、保険者は、解約払戻金の全額を差押債権者に弁済することとし、差押債権額を上回った部分の解約払戻金額の取扱いについては、差押債権者にその処理を一任することとして

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

いる。」といい、また、「保険契約者が任意に解約しない場合または保険契約者が行方不明の場合は、保険者は不本意ながら、差押債権者の取立権に基づき、差押債権者による解約を認め、解約払戻金請求権の具体化を図っている。この場合、その後の処理は、保険契約者による任意解約の時と同様である。」という。しかし、「差押債権者の取立権により差押債権者の解約を認めるのは、国税地方税の滞納による差押えなどのいわゆる公的なものに限ることとし、私人の差押えの場合には、安易に差押債権者の取立権等による解約は認めていないのが実情である。」（注2）という。

この実務は二つの意味で示唆的であると思う。

一つは、解約払戻金請求権に対する差押えが、決して珍しい特異なことではなくて、よくあることだということである。それだけに、この問題に関して当事者にとって妥当な解決を提供することが重要なテーマであるということである。

二つには、国税徴収の場合であってさえも、まず、保険契約者の任意の解約を促し、それができない場合に仕方なく、取立権に基づく解約権の行使を認めることとし、まさに国税など公的なものに限り取立権による解約を認めるという実務は、取立権に基づく解約に保険者が消極的であるという意味で、一定の価値判断を提示している。

つまりは、国税以外の他の債権者が、債務者たる保険契約者の意思に反してまで、解約権を行使するには、あるいは債権者代位権によるべきであるということを示唆しているのであろう。このような取り扱いが何を意味するのかといえば、やはり保険契約の存続あるいは解消についてイニシアチブを有するのは保険契約者であって、まず、彼の意思を尊重することが、問題の妥当な解決につながることを実務家がよく知っているということであろう。

本稿でここまで検討してきたように、保険契約者の債権者が解約払戻金請求権を具体化するために、どのように解約権を行使して、解約払戻金から自らの

債権の満足を得るのかという方法には、判決等において、主に二つの方法が検討対象とされていることは既に何度も述べた。それは、一つには、差押えに基づく取立権による解約権行使と、二つには債権者代位権に基づく解約権の代位行使である。

伊藤教授は、「近時の議論の傾向は、・・・中略・・・債権者の権利保護を強調して、債権者代位という迂回路を経ることなく、差し押さえ債権者たる資格に基づいて保険契約の解約権を認める方向にある。」(注3)と指摘される。確かに本稿で取りあげた最も新しい事例である東京地裁平成10年8月26日判決も、取立権に基づく解約権行使を許容した。その意味で、下級審の判決ではあるが、伊藤教授の指摘にかなうものであり、はたして債権者の便宜に配慮した結論といえる。

しかしながら、他の下級審判決や学説、あるいは実務の動向等を注視してみると、債権者代位権による解約権の行使という方法に一定の役割が求められているように思われる。取立権に基づく解約は債権者の利害に配慮したもので、債権者の迅速で簡易な権利の実現が目指されている。そこでは、債務者たる保険契約者や、あるいは保険金受取人といった利害関係人の保険契約に対して有する利益というのは重視されない。一方、債権者代位権による解約の場合には、無資力要件を通じた、より細かな配慮がなされる余地がある。また、債権者代位権による解約が問題となった判決のほとんどで、いわゆる二分説が採用されているが、これによればより具体的に妥当な利害調整がなされる可能性があるが、一方で、前述したように、債権者代位権による解約では、債務者の無資力だけで足り、二分説でいう社会保障補完型の契約でさえも解約できるとする有力な学説もあり、理論として必ずしも確立しているとはいえない。

ただし、その配慮でさえも、無資力要件を通じた利害調整によって、結果的になされるものであり、債務者たる保険契約者の意思によるイニシアチブによるものでは決してない。解約払戻金請求権の解約の問題において、決定的に欠けているのは、保険契約者がイニシアチブを発揮できる制度が用意されていない

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

い点である。

確かに、前出の保険契約者が、契約者貸付制度によって、解約払戻金相当額の貸付を受け、それを債権者に提供するという山下教授のアイディアは、保険契約の存続・解消に関して、保険契約者に一定のイニシアチブを保証するものではあるが、貸付金の金利負担や貸付金で足りない資金の調達の問題がある。あるいは、保険契約者が契約者貸付制度を利用しなければ、保険金受取人が代わりに契約者貸付制度を利用することが出来ないため、結局は、保険金受取人が保険保護を受けられないという結論になってしまう等の問題が予想される。

これらの弊害は、この問題に関して、保険契約をめぐる保険金受取人等の利害関係者の利益を保護する一定の制度化がなされていないための欠点と考えられる。そこで、やはり、ドイツの介入権制度等を参考にして、保険金受取人等が解約払戻金相当額を債権者に支払うことで保険契約者の地位を引き継ぐといった、保険金受取人や契約者の一定の親族等、保険契約の利害関係人が、契約の存続・解消について一定のイニシアチブを発揮できる制度が必要であると考えている（注4）。現実には、当該保険契約の存続が必要か否かは、保険契約の利害関係人が最も正しく判断できるのであり、まずは彼らの意思を尊重することが最も適切であると考えられるからである。

しかし、このような制度の準備されていない現行法の下では、債権者の利害に一方的に有利に作用する取立権による解約を認めず、債権者代位権により、無資力要件をクリアした上で、解約権を行使するという結論が妥当であると考えられる。解約払戻金請求権を差し押えた債権者は、債務者たる保険契約者の解約を待つべきであり、それでもあえて債権者自ら解約をなすことを望む場合には、債権者代位権によるという道筋になるうか。

少なくとも、本稿の結論としては、現行法の下では、取立権に基づく解約権行使については消極と解したい。それは、債権者による取立権に基づく解約権行使を認めることは、解約を契機として具体化する解約払戻金請求権が、保険事故を契機として現実化する本来の保険契約の目的たる保険金請求権を全て排

除する、つまりは保険の本来予定した機能がないがしろにする結論を導くものであり、それは、一方的に債権者の有利に働くものであり、また、その方法が利害調整の機構を持たないため保険契約の利害関係人に大きな損害を与えると
いった弊害を生じ、従って取立の目的を超えるものであるとしか考えられない
(注5)。また、解約権は、保険契約者の責任準備金に対する支配に由来する権能であるから、約款の規定に従い、その行使、不行使の判断は、保険契約者のイニシアチブにまかせるべきであろう。

一応、以上のような結論を考えているが、本稿で紹介した判例は未だ下級審のものばかりであり、かつ、数も限られているために、この問題に関する今後の判例の集積と動向に注視する必要があることは論を待たない。

本稿は、判例等を素材として、保険契約者の債権者による解約払戻金請求権の差押えとその解約に関する問題、さらにより一般的に、保険契約者の債権者による保険契約者の解約権の行使の可否に関する問題について、その議論の概観を試みたものにすぎず、必ずしも細かな議論を行ってはいない。ここで取り上げた問題には理論的に重要なものも多いが、その点に関しては、本稿をたたき台として、他日を期したいと思う。

注記

(注1) 田中秀明「連載 現代保険担保論(第6回)」安田火災ほうむ46号(1998年11月)121頁。

(注2) 以上の記述は、濱田盛一「生命保険契約上の権利の差押え」石田満編『保険と担保』(1996年11月30日第1版第1刷、文眞堂)271頁による。

(注3) 伊藤眞「解約払戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金融法務事情1446号(平成8年3月25日号)27頁。

(注4) 中野貞一郎『民事執行法』(新訂3版)(1998年10月30日新訂3版第1刷、現代法律学全集23、青林書院)547頁は、「保険金受取人等が差押債権者に解約払戻金を支払って保険契約者の地位に立ちうる介入権の制度(ドイツ保険契約法一七七条参照)の導入が望ましい」と提言する。

保険契約の解約払戻金請求権に対する差押えに関する一考察（福島 雄一）

前掲、田中秀明「連載 現代保険担保論（第6回）」127頁注(9)は、この介入権に関する立法論として、「生命保険契約法改正試案では、677条の2に保険金受取人の介入権制度を取り入れ『第三者である保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、仮差押債権者もしくは差押債権者の債権額または仮差押命令もしくは差押命令の送達の際に解約がなされたならば保険者から支払を受けることができる金額のいずれか少ない額を仮差押債権者または差押債権者に支払うことにより、保険契約者に代わって自ら保険契約者になることができる。』との規定」を、さらに、改正試案682条の2は、「死亡保険金請求権の1000万円以下の部分と保険金受取人が65歳以上の場合の生存保険金請求権の500万円以下の部分（以上の金額、年令は例示である。）については、差押え禁止としている」とし、保険契約の一定の利害関係人の保護を図る規定を紹介している。

- (注5) 前掲、中野貞一郎『民事執行法』571頁は、差押債権者の取立権に関して、「取立権が効力を生ずれば、差押債権者は、自己の名で、第三債務者に対して、被差押債権の取立てに必要な裁判上・裁判外の一切の行為ができる」が、「取立目的を超える行為（目的債権についての免除・放棄・期限の猶予・債権譲渡、あるいはこれらを含む和解など）はできない」という。まさに、本稿の問題は、取立権による保険契約の解約権の行使が、取立権の目的の範囲にはいるのか否かということであろう。中野・同書589頁注(1)参照。